

平成29年第1回

定例会会議録

会 期

平成29年3月10日（金）から
平成29年3月24日（金）まで

会議日時

平成29年3月10日（金）
平成29年3月17日（金）
平成29年3月24日（金）

東 串 良 町 議 会

平成29年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成29年3月10日 午前10時10分
散 会 平成29年3月10日 午前11時25分

出席議員（10人）

1番 児 玉 勇 治	2番 瀬戸山 譲 一
3番 牧 原 完 治	4番 西 園 貞 美
5番 泊 重 巳	6番 前 田 隆
7番 上 園 ミ キ	8番 原 田 猛
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 泊 重 巳 6番 前 田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	若 松 雄 一
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝 志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪 山 勝
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	薬 丸 淳 郎
経済課長	堀 口 利 弘	総務課長補佐	瀬戸山 雅 樹
福祉課長	津 曲 稔		
税務課長	児 玉 隆 男		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 橋 口 正 博

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 13 議案第 8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 14 議案第 9号 平成28年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 15 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 16 議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算
- 日程第 19 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第 21 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算

日程第 22 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 23 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 13 議案第 8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 14 議案第 9号 平成28年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 15 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 16 議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算
- 日程第 19 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

- 日程第 21 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第 22 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 10 分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成 29 年第 1 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番 泊 重巳君及び 6 番  
前田 隆君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 15 日間といたしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 3 月 24 日までの 15 日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

◆ 日程第 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

3月定例会に入りました。よろしく願いいたしたいと思います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東3588番地在住の今村保さんを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、任期満了によるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

◆ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長からの説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。
東串良町川東4957番地5在住の江口政廣さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。
提案理由は、任期満了によるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

◆ 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長からの説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。
東串良町新川西4921番地1在住の橋口眞澄さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。
提案理由は、任期満了によるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 8 議案第 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 9 議案第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 10 議案第 5 号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 11 議案第 6 号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

- 日程第 7 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

以上の 5 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 2 号から議案第 6 号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

産業医の月額報酬を改定するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成28年、人事院は育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間法改正の勧告を行い、国は、地方公務員制度として地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正しました。それに伴い、本町で制定している職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例も改正する必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等が行われ、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定が整備されたため、本町の条例においても所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

東串良町人づくり基金事業の円滑な運営を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

第2ルピナスタウン池之原の募集に係る事業推進の中で、事務手続に不適切な部分があったため、事業執行者として深く反省し、今後の再発防止に向けた姿勢を示す上で、町長及び副町長の給料を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第12 議案第 7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
 - ◆ 日程第13 議案第 8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - ◆ 日程第14 議案第 9号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
 - ◆ 日程第15 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
 - ◆ 日程第16 議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第17 議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第

会 議 の 経 過

1 号)

議 長（田之畑）

- 日程第 1 2 議案第 7 号 平成 2 8 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 号 平成 2 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 9 号 平成 2 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 6 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 7 号から議案第 1 2 号までを一括して御説明申し上げます。

まず議案第 7 号 平成 2 8 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 1 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2, 9 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 億 6, 6 8 7 万 5, 0 0 0 円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によるところであります。

また、債務負担行為の廃止及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」によるところでございます。

さらに、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号 平成 2 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 1 8 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億 9, 4 2 6 万 7, 0 0 0 円といたしました。

会 議 の 経 過

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,735万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,100万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,433万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,971万1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,371万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第18 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算
 - ◆ 日程第19 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算
 - ◆ 日程第20 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
 - ◆ 日程第21 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
 - ◆ 日程第22 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◆ 日程第23 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長（田之畑）

- 日程第18 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算
 - 日程第19 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第20 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
 - 日程第21 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
 - 日程第22 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第23 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算
- 以上の6件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各予算について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、初めに平成29年度施政方針について述べさせていただきます。

平成29年第1回東串良町議会定例会の開催に当たり、私の平成29年度の施政方針について述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が、町政の重責を担わせていただき、1年が過ぎました。行政経験に乏しい身であり、戸惑うことも多くございましたが、議員の皆様や町民の方々の御協力により、皆様から託された重責を果たすことができたものと感謝いたしております。

2年目を迎える平成29年度も「笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、「こどもに夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」の3点について、より一層、推進してまいります。

特に、昨年度から行っておりますトップセールスにより、積極的に町外へと足を運び、東串良町の魅力の発信源となるよう努めていくことで、町のさらなる活性化につなげ、昨年度以上に「守りから攻めへの町政」に取り組んでまいりたいと思っております。

特に本年度は、観光地の整備・防災対策の整備・子育て支援等について力を注いでい

きたいと思っております。

一方、国内外に目を向けますと、アメリカのトランプ大統領がＴＰＰからの離脱を表明し、大統領令にも署名したことから、トランプ政権下でのＴＰＰ発効は事実上不可能となり、今後の成り行きが不透明になっております。本町の基幹産業である農業に、どのような影響があるか注視する必要があります。

また、国の平成２９年度地方財政対策の概要で、地方交付税は２．２％減、臨時財政対策債は６．８％増となっており、地方財政に大きく影響してくるものと予想されます。

こうした中ではありますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んでよかった」と思われる各施策を進めてまいります。

はじめに、消防・防災対策であります。

東日本大震災以降、防災、特に津波に対する対策は重要であり、東海・東南海・南海トラフの３連動地震に対しましても、十分に備える必要があります。

この対策として、避難路及び避難階段、防災センターの整備を計画しております。また、年次的に実施している防火水槽の設置についても継続して行う予定でございます。

次に、地方創生関連事業であります。

超高齢社会、少子化に伴う人口減少等の社会環境の変化に対応していくためには、効率的かつ効果的なサービス提供の継続が不可欠であります。そのため、「行政改革大綱」の見直しを進め、継続して行政改革に取り組んでまいります。

昨年度の地方創生推進交付金事業で、準備段階として整備を行ってきた農業及び商工業分野での町内事業者の後継者対策については、総合戦略に基づく地方創生事業の一環として引き続き継続して取り組んでまいります。

人口減少対策については、定住促進住宅用地貸付事業を一貫して推進して、実施してまいりました。既に第５次定住貸付地の造成も完了しておりますので、本町の魅力や充実した制度等を町外へ広く情報発信し、定住確保に努めてまいります。また、定住移住促進事業補助金を活用しての定住対策も行なってまいります。

にぎやかタウン雪山の地盤沈下問題については、住民の皆様との合意に基づいて方向性を確定させ、最終的な問題解決に向けて全力を尽くしてまいります。

空き家対策については、町内の空き家等の適切な管理や利活用の促進など、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に定める「東串良町空き家等対策計画」等に基づき対処してまいります。

次に、商工業の振興であります。

商工業の振興については、購買力の町外流出防止や地元商店の売上向上に有効なプレミアム商品券の発行による地域経済の振興策を引き続き実施してまいります。

また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興対策補助金交付事業もあわせて実施いたします。

次に、観光事業の推進、ふるさと納税対策であります。

観光事業については、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や志布志石油備蓄基地、本町

独特の自然景観等を掘り起こし、周辺市町との連携による広域観光をさらに推進してまいります。

特に古墳については、大崎町、肝付町との広域的な連携も図りながら観光資源としての活用に力を注いでまいります。

また、柏原海岸や松林の景観向上対策としての草刈り・清掃作業等を昨年度に引き続き実施することにより、町内外から多くの人々が訪れ、森林浴が楽しめる空間づくりに努めてまいります。

さらには、松林内にある休憩施設屋根改修工事や伝統ある柏原大相撲の会場である相撲場の屋根を設置したいと考えております。一方、物見遊山的観光から着地型旅行へのニーズも高まってきております。

このような中、本町では昨年、ツーリズム協議会の会員４名が県外からの修学旅行生１３名を受け入れたところであります。本年度においても民泊受け入れ体制の強化、農家民泊開業支援等全面的な協力を行い、体験型旅行の受け入れを推進してまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保対策の重要項目として位置づけております。返礼品の掘り起こしや開発、事業者間の連携による返礼品の充実などを事業者と協議を重ね、さまざまな施策をもって、さらなる寄附額の増額に取り組んでまいります。

次に、農業の振興であります。

我が町の基幹産業であります農業につきましては、施設園芸・畜産・露地野菜・水稲・ＷＣＳ用稲を中心とした農業経営が基幹となります。

農業従事者の高齢化による後継者不足が課題となる中、地域の中心となる経営体や後継者の育成・確保を図るため、認定農業者及び認定新規就農者を「人・農地プラン」の中心経営体として位置づけ、中間管理事業等も活用し、地域の中心経営体への農地集積を図ってまいります。

また、新規就農者の確保・育成には国の施策を活用するとともに、本町独自の事業もさらに充実し、施設園芸における研修制度の活用に向けても、関係機関・団体と連携を図って推進してまいります。

施設園芸につきましては、ピーマン・きゅうりともに、かごしまブランド産地の維持に努め、省エネ対策・低コスト技術の普及を図り、さらに、環境に優しいエコファーマーや総合的病虫害管理（ＩＰＭ）、かごしまの農林水産物認証への取り組みも継続しながら、消費者の安心と信頼を確保してまいります。

都市農村交流・農業祭・ピーマン狩り等の施策も継続し、本町農産物のイメージアップを図ってまいります。

畜産については、粗飼料の国内自給率の向上が叫ばれる中、ＷＣＳ用稲の促進とあわせイタリアンやソルゴーの優良品種の発掘にも努め、粗飼料自給率向上の推進を図っていきます。あわせて輸入わら等を媒体とする口蹄疫等の進入を防ぐとともに防疫体制の強化を図って、高病原性鳥インフルエンザや豚流行性下痢（ＰＥＤ）の進入を阻止いたします。

また、今後予想される、アメリカとの自由貿易協定（ＦＴＡ）や欧州連合との経済連携協定（ＥＰＡ）の対応として、さらに足腰の強い畜産経営を構築するため、高い育種

価条件を兼ね備えた優良母牛の導入について、関連事業を活用し推進します。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業も継続して実施いたします。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」「飼料用米」の推進を図るとともにWCS用稲の作付を推進し、経営の安定につなげます。

畑作における、さつまいもにつきましては、国の品目別経営安定対策の加入を推進し、契約栽培による経営の安定を図ってまいります。

露地野菜の振興につきましては、露地野菜振興会を中心として面積拡大や加工・業務用野菜の契約栽培等の推進とあわせ、水田での露地野菜の栽培を推進いたします。

近年、町境を中心にイノシシや野生ザル等の出没がふえており、農作物等への被害も問題となっております。東串良町鳥獣被害対策協議会を通じて町内猟友会と連携を取り、農作物等への被害防止・軽減に努めます。

また、農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業等を活用し、計画的に整備を実施いたします。

次に、ほ場整備事業の推進であります。

基幹施策として実施中の経営体育成基盤整備事業・西牟田雪山地区につきましては、123ヘクタールの全区画整理が完了しました。

平成26年度から、排水不良の対策としまして、暗渠排水工事等の補完工事を実施しております。平成29年度も引き続き実施し、平成31年度の事業完了まで順次実施していく予定です。

なお、新規地区といたしまして、岩弘地区の経営体育成基盤整備事業を、平成27年度から取り組んでおります。平成29年度も地区の合意形成等を図りながら、事業採択へ向けて取り組んでまいります。

既に、大区画化が完了した地区におきましても土地利用が効率よく図られるよう、生産組合や地区担い手等の中心経営体の方を支援してまいります。

次に、水産業の振興であります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取り組みとしてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援してまいりますとともに、東串良漁業協同組合に魚類の販売促進を目的に、急速冷凍施設等の導入を計画的に進めます。

また、地元の魚介類の販売促進のため、東串良物産館で開催する「志布志湾ぶえん祭り」も引き続き支援いたします。

次に、土木事業の推進であります。

土木行政につきましても国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状の中ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進します。

県管轄道路の国道448号柏原工区の工事につきましては地域の交通の安全確保また、活性化を図るため河川側の歩道並びに交差点付近の改良もあわせて工事の再開を要望してまいります。また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒

石串良線の整備促進につきましては、大崎町とも連携をしながら早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化につながるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして大塚古市線（大塚集落から古市団地に至る町道）、安留柏原線（大崎町境から安留地区集落センターに至る町道）でございます。新規路線として第2中学校線（町道池之原永峯線から東串良中学校体育館に至る町道）の3路線を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ります。

また、その他の維持補修事業につきましても、軽微な補修等を含め、きめ細かに適時に実施いたします。

河川関係につきましては、県管轄の汐入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進み、汐入川改修事業の効果が出てくるよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に、簡易水道事業であります。

簡易水道事業につきましては、東串良町水道ビジョンに基づき、改善・改革するための取り組みを行い、計画的に事業を実施いたします。本年度は、昨年度に引き続き東部地区本管の一部を耐震対策としまして布設がえ工事を実施いたします。

また、施設管理や危機管理等にも的確に対応し、清浄な水と信頼を届ける水道事業として、活力あるまちづくりに貢献します。

次に、福祉・保健事業の推進であります。

福祉行政については、「健康で生きがいとふれあいのある町づくり」を基本目標に、町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、福祉サービスの充実に努めてまいります。

本町は、高齢化社会の進展により、高齢化比率36%を超え、今後ますます超高齢社会が進展していくものと見込まれております。そこで、高齢者福祉をいかに充実させていくかが大きな課題となっております。高齢者がその豊かな経験と知識を生かした社会活動への参加、地域社会の担い手として元気で生きがいの持てる環境づくり、安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

高齢者福祉センターは、高齢者が増加する中で閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として活用を図ってまいります。

また、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業は、今年度も引き続き実施いたします。さらに町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」も、内容の充実を行い、利用者の要望に応えていきたいと思っております。

障がい者福祉対策については、「すべての人のための平等な社会づくり」を基本に、身体・知的・精神障がい者の方々がよりよい日常生活が送れるよう、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、支援強化に努めてまいります。

児童福祉対策については、次代を担う子どもの出生を奨励し、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に「赤ちゃんすこやか支援事業」を今年度も実施いたします。また、子育て支援センターによる乳幼児全戸訪問事業や子育て相談など、子育てサポートの充実にも努めます。

保育事業については、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育を必要とする全

ての家庭が利用できる体制づくりに努めます。さらに、子育てしやすいまちづくりを進めるため、今年4月から全面的に保育料を軽減の方向へ見直し、保育所を利用される方々の仕事・子育ての両立支援の強化に取り組んでまいります。

「生活困窮者自立支援法」に基づき、昨年4月に設置されました、「大隅くらし・しごとサポートセンター」や「県」と連携して、働きたくても働けない方や住む所がない方、また、子どもの学習・進学でお悩みの方など、経済的に困窮し、生活全般でお困りの方を包括的に支援してまいります。

町民一人ひとりが心身ともに健康で長生きできる地域づくりを実現するため、各種保健衛生事業を実施してまいります。

具体的には、健康増進法に基づく各種がん検診の推進や生活習慣病の予防・改善のための保健指導等を実施するほか、今年度から「子ども達の医療費の全額助成」と「インフルエンザ任意予防接種の一部助成」を高校卒業までに拡大し、子育て世代のサポートや疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊婦の定期健診、不妊治療の一部助成に加え、今年度から新生児の聴覚検査の一部を助成することにし、母子保健の充実を図ります。

その他、肺炎球菌をはじめとする各種予防接種事業につきましては、感染症の発症・拡大を防止するため、町民への周知や必要な接種勧奨を行ってまいります。

救急医療につきましては、肝属東部医師会及び鹿屋市医師会の御協力のもと、「日曜在宅当番医」や「夜間救急当番医」による救急医療体制を維持するほか、「大隅広域夜間急病センター」の適切な運用により、町民が安心して日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、加入者の所得が減少する一方で医療費が伸びていることから、非常に厳しい財政運営を迫られております。

そこで、国民健康保険税の収納率向上に努めるとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「特定健康診査・特定保健指導」を実施し、医療費の適正化のためにも、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康の自己管理を推進できるように健康相談などに応じてまいります。

また、国保の安定的な財政運営や効率的な事業を確保し、制度の安定化を目指すため、平成30年度から「都道府県」が財政運営の責任主体となります。来年度のスムーズな移行に向け、県との連携・調整に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

介護保険事業については、第6期介護保険事業計画に基づいた円滑な運営に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供や認知症予防事業などに積極的に取り組み、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

高齢者がいつまでも自分らしく暮らしを続けていくためには、自分の健康は自分で守っていくことが大切です。その健康づくりを支え、生きがいとしていくため、昨年度、

下伊倉をモデル地区として始めた「ころばん体操」を町内各地域に広めてまいります。

また、介護予防・日常生活支援体制の充実を図ることを目的とした「新しい総合事業」が開始されることから、事業のスムーズな移行に向け、福祉施設などとの連携強化に努めてまいります。

次に、生活環境等の整備推進であります。

日常の住民への窓口業務は、届け出による登録事務や証明事務を関係法令等を遵守しつつ、正確かつ迅速に遂行してまいります。県の権限移譲を受け、本町において引き続き、旅券発行申請事務手続を行います。マイナンバーカードについても理解を深めていただくよう努力し、特に高齢者を中心にカード交付を普及してまいります。

国民年金事業は、法定受託事務を通して該当者が利益を最大限に享受できるよう努めるとともに、窓口や電話等による住民からの年金相談にも随時対応いたしますので、わからない点や聞きたいことなど遠慮なく御相談いただきたいと思います。

また、生活環境の向上及び公衆環境の悪化防止の一つとして、生活排水処理施設の普及促進を図るため、個人設置型の小型合併浄化槽設置を補助しながら整備促進を進めます。また、今年度も、くみ取りから合併浄化槽への切りかえについて町単独の助成を行い、さらに、今年度から町内の施工業者を利用される方については、町単独の助成を新規事業として行います。

一方、衛生対策面では、快適で安心して暮らせるまちづくりとして、「循環型社会の形成」を目指すため、ごみ処理では排出量の縮減と容器包装リサイクルを住民の協力を得ながら今後も強力に推進し、総量縮減に努めるとともに、不法投棄対策では、町衛自連と連携を図りながら立て看板等の設置や巡回パトロールの強化を図りながら対応いたします。

使用済み小型家電機器等の回収については、本年度も引き続き「毎月第3水曜日の資源ごみの収集日」とあわせて回収してまいります。

次に、教育の振興であります。

教育の振興については、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら、本町の実態に根ざして的確に課題を捉え、学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図り、「あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり」を基本理念とし、生涯学習の観点に立った学校教育・社会教育を推進し、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かで、たくましく生きる町民の育成を目指して活力ある教育の振興を図り、それらを通して時代に即応する教育の樹立に努めます。

学校教育行政の推進として、生命尊重と健康教育、体験的な学習と心の教育・道徳教育、学力向上と個性の伸張を重点施策として捉え、重点努力事項として、「聞く」ことを大事にした学習など、8項目を設定いたしました。

これらのことを踏まえながら、「土曜授業」の実施、「学校図書の充実」「郷土愛・家族愛」「勤労の大切さ」等を学ぶ機会をふやし、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応や基礎学力の確実な定着を図ります。

そのため、平成27年度から県のモデル指定を受け「小中一貫教育推進事業」を実施し、児童生徒における種々の課題解決に向けて義務教育9年間で目指す姿を設定し、教

育目標や教育課程を系統性・連続性のあるものに整理し、課題の解決を促進するとともに、教職員の資質向上、特別支援教育支援員・学習支援員を活用し、個に応じた教育の充実に努めるとともに、各小学校区における校区コミュニティ協議会との連携強化に努めます。

また、学力低下に対する不安やいじめ・不登校・ネットトラブルなどの問題に的確に対処するため、これまで以上に学校教育・家庭教育・社会教育が互いに連携を深めながら、全力で取り組んでいき、小・中連携の充実による魅力ある学校づくりと児童生徒の健全育成に努めてまいります。

平成24年度から「英語・漢字検定料助成事業」を、昨年度からは「算数・数学検定料助成事業」も実施して、児童生徒の学力向上・学習の意欲向上に役立てています。また、本年度も郷土誌の学習を通し、心豊かな人間性を育むための「郷土検定」を実施するとともに、講師を配置し、主に英語、算数・数学の土曜講座を実施いたします。

次に、学校における子供の安心安全を図るため、防災教育の充実と小中同時の防災訓練や出前授業や防災機器の整備、飛散防止フィルム設置工事、さらには、無線LAN整備事業など環境整備にも取り組みます。

生徒指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聞く」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図ってまいります。学校・家庭・地域並びに関係機関等がより一層連携を深め、子供たち一人一人に応じたきめ細かな生徒指導や地域で見守る体制づくり、地域行事に積極的に参加できる環境づくり等に努めてまいります。

学校給食事業につきましては、国が定めた学校給食摂取基準に照らし、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスのとれた献立を工夫するとともに、児童生徒のアレルギー対策や、耐用年数の過ぎた設備の改修など衛生管理を徹底し、昨年度から実施している給食費補助事業により、安心・安全な学校給食が提供できるよう努めます。

以上のような事柄の確実な推進を通して、幅広い知識と教養を身につけ、自律し生きる力を兼ね備えた、心豊かで心身ともに健康な児童生徒の育成を目指します。

次に、社会教育・体育の振興、文化財の保存であります。

少子高齢化やグローバル化の進行など、急激に変貌する社会環境の中で、社会教育行政におきましては、地域や郷土の持つ、よき伝統や豊かな教育的風土を生かし、心身ともに健康で、平和で明るく、活力とうるおいに満ちたまちづくりの推進が図られるよう、生涯学習・青少年の育成・文化財の保護・芸術スポーツ等の事業を展開します。

青少年教育は、「地域社会から育む」という観点から、家庭教育の機能充実をはじめ、豊かな感情や個性豊かで心身ともにしなやかでたくましい青少年育成に向け、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域に根ざした青少年の主体的（自主的）活動を推進します。

また、校区コミュニティをはじめとする関係機関である子ども会育成会やPTA等と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに青少年教育施設等の整備と利用促進に努め、ふるさとに誇りと愛着を持つ、青少年の育成に努めてまいります。

図書室は、地域住民の身近にあって住民の多様な学習ニーズに対応した図書や資料を

収集・整理・提供・保存する利用度の高い図書室づくりに努めます。

また、従来から実施しております乳児期を対象とした「ブックスタート事業」、学童期向けの「お話会」、児童生徒の「読書感想文コンクール」等を開催して、読書になれ親しむ環境づくりに努めてまいります。

文化財は、古代・中世・近代と歴史の長い歩みの中で、本町には、国指定史跡「唐仁古墳群」をはじめ、多くの文化財があり、学術的にも貴重な地域と考えられます。この遺産を未来に継承し、適切な保存・管理を行うとともに文化財の整備を進め、全国への発信に努めてまいります。平成29年度は、6月に大隅半島の古代から中世期、11月には、唐仁古墳群を題材とするシンポジウムを開催いたします。

伝統芸能活動については、小学生・中学生を対象に毎月1回 第3土曜日を「地域文化とふれあう日」と定め、伝統芸能継承活動や地域住民と一体となった奉仕活動に努めてまいります。

芸術文化活動については、町文化祭やクラシック・コンサート等の芸術・文化活動に触れる機会をふやし、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努め、積極的に関係団体等を支援してまいります。

社会体育の振興については、町民運動会や町内一周駅伝競走大会などの伝統を生かしながら、体育協会やスポーツ推進委員との連携により町民の健康志向に広く応えてまいります。

教育・文化・芸術・体育・地域活動のバランスを大切に、心豊かな町民の暮らしの充実に向けた環境整備に今後とも努めてまいります。

以上、平成29年度における町政運営に当たって述べてまいりました。

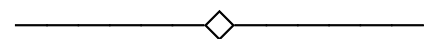
各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、これで施政方針を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前11時09分



再 開 午前11時18分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、各予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議題となりました議案第13号から議案第18号までを一括して御説明申し上げます。

議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,000万円とし、対前年度比で約13.6%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,030万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,100万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,089万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,704万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によるところであります。

また、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入れの最高額は2億4,044万円といたしました。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月17日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会                      午前11時25分

## 平成29年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成29年3月17日 午前10時00分  
散 会 平成29年3月17日 午後 1時52分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 児 玉 勇 治 | 2番 瀬戸山 譲一  |
| 3番 牧 原 完 治 | 4番 西 園 貞 美 |
| 5番 泊 重 巳   | 6番 前 田 隆   |
| 7番 上 園 ミ キ | 8番 原 田 猛   |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 泊 重 巳                      6番 前 田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |         |           |         |
|-------|---------|-----------|---------|
| 町 長   | 宮 原 順   | 住民課長      | 若 松 雄 一 |
| 副町長   | 畠 中 勇一郎 | 企画課長      | 中 島 孝 一 |
| 教育長   | 天 神 康 男 | 農業委員会事務局長 | 木佐貫 勝 志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学   | 教育委員会管理課長 | 坪 山 勝   |
| 総務課長  | 江 口 勝 志 | 社会教育課長    | 薬 丸 淳 郎 |
| 経済課長  | 堀 口 利 弘 | 総務課長補佐    | 瀬戸山 雅 樹 |
| 福祉課長  | 津 曲 稔   |           |         |
| 税務課長  | 児 玉 隆 男 |           |         |
| 建設課長  | 甫 村 良 教 |           |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      橋 口 正 博

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

日程第 1 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算(第11号)

日程第 3 一般質問

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算(第11号)

日程第 3 一般質問

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第1 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。  
それでは、議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。  
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

本案については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

◆ 日程第2 議案第7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算（第11号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

26ページでございますが、衛生費の目2塵芥処理費でございます。この中で委託料がございますけれども、この委託を今の地元業者にお願いしているのか、していな

## 会 議 の 経 過

いのであれば、地元業者にお願いする気はないか、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
この委託料ですけれども、塵芥処理。これについては、専門業者も町内にいらっしゃるわけですけれども、入札手続を行った場合は、入札の手続に一応町内業者もいらっしゃるだろうと思います。そういうことで、詳細については、住民課長に説明させます。

議 長（田之畑）  
住民課長。

住民課長（若 松）  
お答えいたします。  
この委託料につきましては、今町長が申し上げた業者云々は関係ございません。これは鹿屋市の衛生処理場、結局鹿屋市と東串良町で委託契約を結んでおりまして、それに基づいて支払われるものでございます。

議 長（田之畑）  
し尿処理じゃないよ。塵芥だよ。資源ごみだよ。

住民課長（若 松）  
すみません、塵芥処理委託料ですね、すみません。本町業者でできないかということですね。これは、推せん委員会を開きまして、一般の燃えるごみ、燃えないごみにつきましては、推せん委員会で業者を決めていただきまして、それに基づき、見積もり入札で決定しております。町内業者は、指名願いを出しておりませんので入っておりません。それ以外のごみにつきましては、特殊性がございまして、1者しかできない関係で推せん委員会を開きますが1者指名の随意契約で結んでおります。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
指名願いが出ていないという回答でございましたけれども、これは地元業者に前もって連絡をして、そして指名願いをするような方法を、多分わからんと思うんですよ、そういうような方法で、できれば地元にあるものは地元を使ってほしいと、これ

がお願いです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
地元の連絡はしております。これはもう、通知をしておりますので、よろしく  
お願いします。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。  
5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）  
6 ページでございますが、今回も5件の繰越明許費がございます。最近このように  
繰越明許が多いわけでございます。補助金の決定をくれて、次年度に繰り越ししな  
ければならない事業もあると思いますが、繰り越しの理由をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
これは、町の予算もですけれども、県からの予算というような絡みがございまして、  
こういう町独自でできないものがございますので、そればかりは御理解いただきたい  
と思います。  
また、詳細については、総務課長にお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
明許繰越の関係ですが、これにつきましては、泊議員のほうからありましたとおり、  
やっぱり国の補助金が主な要因でございまして、本来なら会計独立の原則の中でやる  
べきであるんですが、例外適用ということで翌年に繰り越して使用させていただき  
たいということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）  
個別に説明せんか、理由を。そしたら、一応わかるがね。

総務課長（江 口）

そうですね、個別につきましては、ちょっと担当課がわかりませんので、各所管課長のほうで回答いただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（若 松）

それでは、上のほうの2件がうちの住民課でございますので、御説明申し上げます。

まず款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名が通知カード個人番号カード交付事業でございます。これにつきましては、概算で決定しておりまして、それを確実な数字を出すことができないということで、平成29年度へ先送りして、そちらのほうで支払っていただきたいと。これに伴う歳入が入ってきまして、その同額を払い出すというシステムになっております。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が海岸漂着物等地域対策推進事業でございます。これは要するに柏原の海岸清掃に伴います補助金をいただくことになっております。これについても国のほうの決定は、国のほうの予算の確定はできておりますが、まだ歳出の確定ができていないと。また国のほうからも事業については、平成29年度で実施していただきたいという文書が参っておりますので、繰越明許費に上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

経済課長。

経済課長（堀 口）

それでは、経済課の部分につきまして、お答えいたします。

上から3段目になりますが、農業施設等災害復旧支援事業でございます。これは台風16号によるハウス被害等が主なものでございますが、年度内に補修ができたものもございまして、ハウスの栽培が終わって、ビニール等をはがした後に補修をしないとできないというものがございまして、繰り越しをさせていただいたところでございます。

その下の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、これは畜産農家の畜舎を2軒つくるものでございます。これはクラスター事業の中なんです、決定が少しおくれて、今現在、畜舎の設計をやっているところでございます。年が明けて、新年度になって早々に入札等をして、また畜舎を新築していくという工事になっておりますので、これも繰り越しをしていただくところでございます。

以上でございます。



議 長（田之畑）  
管理課長。

教育委員会管理課長（坪 山）

一番下の段の東串良中学校飛散防止フィルム施工工事であります。この飛散防止フィルムにつきましては、柏原小、それから池之原小は終わっておりますが、最後に中学校が残った分であります。これにつきましては、国の補正予算により事業が確定しております。ですが、平成２８年度中に完成が見込めない工期の関係です。県との協議を重ねてまいりまして、明許繰越ということで、国との調整を図って、平成２９年度に施工するものであります。  
以上です。

議 長（田之畑）  
よろしいですか。

５ 番（ 泊 ）  
はい、よろしいです。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑ありませんか。  
９ 番 宮地利雄君。

９ 番（宮 地）  
次のページですが、この債務負担行為の廃止の問題です。私が説明を聞き漏らしたのかもしれないので、確認をしたいと思いますが、まず１行目の西牟田雪山地区の圃場整備事業の負担金、これを廃止すると。たしか県の都合で平成３１年度まで延びたというふうに聞いておりますが、県の都合というのは、どのような都合なのか、わかっていればお願いします。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（甫 村）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりに、当初、西牟田雪山地区の圃場整備につきましては、平成２６年度から２９年度までの債務負担行為ということで計上させていただいておったんですが、それが県のほうで計画変更がございまして、平成２９年度が平成３１年度まで事業の完了が延びたということでございます。具体的な内容につきましては

## 会 議 の 経 過

予算等の絡みもございまして、事業の中で暗渠排水とか、そういう部分で予算獲得が100%できなかったというようなことから延ばさざるを得ないということでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それではその下の平成28年度第1回目パソコンリース料、平成29年から33年度、これも廃止ということですが、これはどこのパソコンを予定しておって、そして業務に影響はないのか、これを廃止してしまつて。その辺について、答弁を願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

総務課長を介して説明させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

パソコンリースの関係ですが、これにつきましては、補助対応事業として購入ができた関係で廃止をさせていただくところでございます。当初リースの予定だったんですが、補助事業対応で購入したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

もう3回目ですので、少し財政的な問題で考え方を聞いておきたいと思います。

この補正予算の最後のページに、地方債の前々年度末の現在高及び前年度末及び本年度末における現在高の見込みの調書があります。これでいきますと、総計、今年度末52億1,600万円の借金が本町は残ることになりますよね。それからこれは審議はまだ後ですけども、当初予算の最後のページを見ますと、来年度末の予定も書いてありますが、本町の財政ですね、52億3,000万円の簡単に言えば借

金を今後抱えるという見通しであります。年々借り入れの残高がふえてきております。これをずっと返済を続けていくわけですが、今後の財政の見通し、それから本町は財政力指数が県内でも3位、4位、5位という状況で財政力指数も高いわけですが、財政力があるわけですが、その辺の変化など、財務当局の考え方など、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
詳細については、総務課長で。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

まず起債関係の現在高が徐々に大きくなっていくのではないかとこのところでございますが、これにつきましては、大方の要因といたしましては、臨時財政対策債、いわゆる交付税にかわる地方債の部分の補填分がふえていくところでございます。これにつきましては、100%近くの交付税措置がございますので、交付税措置されるものというふうに思っているところでございます。

あと、過疎債、あるいは緊急減災防災事業を使いながら有利な起債、あるいは補助金を使いながらの事業展開をやっていくところでございますが、何せ過疎債を利用いたします事業が結構ソフト事業もふえてきた関係で、若干過疎債のほうもふえてきているところでございます。

今後の見通しというところでございますが、大体シミュレーションもちょこっとさせていただいておりますが、6億円から7億円ぐらいのシミュレーションでいきますと10年目ぐらいにつきましては、ちょっと財調が少なくなっていく現象になるのかなというふうに思っているところでございます。

以上で終わります。

9 番（宮 地）  
財政力指数の関係は。

議 長（田之畑）  
その財政力指数どうなっていくかということです。

総務課長（江 口）

財政力指数につきましては、今備蓄基地償却資産がございますが、あれが年々少なく

## 会 議 の 経 過

なっておりまして、それが大きく影響いたしまして、財政力もだんだん悪くなっているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成28年度東串良町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 一般質問

議 長（田之畑）

日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番 瀬戸山譲一君の発言を許します。

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

瀬戸山です。よろしくお願いします。

先ほど宮地議員が言われたところが、私が今からお伺いする1番目の東串良版メリーちゃんとハリーちゃんですけれども、財政状況がやはり今度示された施政方針ですけれども、この当初にもやはり書いてあります。今お聞きした52億円の借金ということも含めて、今、総務課長のお話では、やはり厳しい状況になりつつあるという答弁でございましたけれども、町長にお伺いしたいんですけれども、この施政方針にも書いてあります、これから厳しくなる財政状況をどういうふうに打開していくのか、町長の概略でいいんですけれども、イメージとしてでもいいんですけれども、どんなふうにしてやっていけば財政がよくなるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

この財政については、今、第5次もうっておりますけれども、これと人口増対策、それととにかく人が来てくれないことには税收にもふえないということですね。財政が1人頭19万円の地方交付税が入ってきます。今回46戸数ですけれども、こういう方々がふえてくると、それと柏原校区もそうですけれども、人を呼び込んで住んでいただくということが念頭にございます。でないと、とにかく町税をふやさないことには大変な状況になるだろうと思っております。ただ、減るだけを待っているんじゃなくして、それと総務課長が言いましたけれども、ソフト面にもそういうのを使った面もございまして、これからも使うことだろうと思っておりますけれども、とにかく人をふやすことを大事にとっております。

議 長（田之畑）
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

町の中に、簡単に言えば、お金を潤沢に取り入れるということになると思うんですけれども、今交付金という概念と、それから過疎債ということも総務課長がおっしゃいましたけれども、過疎債を取り入れるためには、いろいろなソフトな部分も拡大してきたという話ですけれども、例えば、年度ごとに国がいろんな方針とか、プランというのを発表したときに、いろんな事業とか助成金のプールをやっぱりしますよね。だから、この事業に対しては何十億円とか、よくテレビで発表されますけれども、よく言われるんですけれども、ある建設業者の方とお話をしたときに、その建設業者の社長がおっしゃるのは、やはりこのまま東串良でいろんな建設業に限っての話でしたけれども、事業を起こすためには、いろんなそういう事業とか、プランが発表されたときに、言葉として分捕り合戦という言葉が使われたんですよね。だから、国がいろんな方針を立てますけ

れども、私もそうだと思います。分捕り合戦のときに、いかに、町長が言われるトップセールスを考えれば、早くその提案、発案に対して、早く反応して、早く動いて、いろんな事業とか、そういうことに関しての助成金、補助金を分捕りにいくということをよく言われていますけれども、町長はそういうことに関して、どんな気構えでいらっしゃるのか、お伺いしたいです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

瀬戸山議員の質問に対しまして、いろいろ答弁を準備したんですけれども、どこに行ったのかわからなくなりました。どうなんですか、この2番目の今おっしゃいました、町長の実績、成果物ということでよろしいのでしょうか。

2 番（瀬戸山）

それと関連してもよろしいです。

町 長（宮 原）

ああ、いいですか、ほんなら。今おっしゃいましたトップセールスにつきましては、町政発展につながることを目的に要望活動、企業誘致活動等を積極的に実施させていただいております。早々に目に見える実績が必ずしも出ているわけではございませんけれども、しかしながらトップセールスにて、私は直接お会いして、自分の気持ちを伝えることが非常に重要であり、交流を図るためには、最も有効な手段で次につながるものと確信しております。議員お尋ねの何を勝ち得るとか、何を東串良に持って帰ってきたのかという具体的な質問でございますけれども、要望活動におきましては、町内でありましますけれども、台風16号対策について、県知事及び県議団へ災害復旧に関する要望を行い、特にハウス被害については、降灰事業の前倒しによる採決等もいただき、今月中には完成する運びとなったところであります。

また、国ですけれども、森山先生の表敬訪問の際にも、農林水産業を初め、各種政策実現に向けた陳情を行ったところでございます。

なお、意見交換等では、企業または個人様へ我がまちの魅力及びふるさと納税関係のPRも行ったところでございます。特にふるさと納税では、市場関係者の方々からも激励のメールつきで寄附もいただいております。さらに、町内若者等への雇用拡大及び商工業発展を図ることから企業誘致も何とか実現できるように努めて努力しているところでございます。現在のところ、まだ町民の皆様へ自負できるような明確な実績はお示しすることは難しい状況ですけれども、時期が来ましたら、トップセールスの実績について、広報誌などを使いまして、町民の皆様へお知らせさせていただきたいと思っております。

今後におきましても、さらにまちの魅力発信を継続して、粘り強く全力で行動してまいる所存でございますので、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

すみません、ちょっと質問が関連があって飛んでしまいましたけれども、本題ではないんですけれども、具体的に、じゃあ、お金を東串良にいろんな形で持ってきていて、そしてそれを持ってきたお金を町民の皆さんにわかりやすく説明するためには、今、メリーちゃんとハリーちゃんここに書いてあるとおりですけれども、めり張りのついたお金の使い方をしていけないといけないというのが今、すごく至上命題であると思っております。それで今、行革委員会が立てられているわけですけれども、その行革委員会は、ここに書いてありますとおり、町長の識見が一番強いところでありますけれども、行革委員会を立てるに当たって、行革委員を選定するに当たっての基準というのは、どんなことがあったんでしょうか、お伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この選定に当たっての基準というのは、一応町内で公募をいたしました。それで議会からも1人ということで上がっていただきました。その内容についてですが、本町では平成17年に策定した新東串良町行政改革大綱に基づき、町民参加の町政の推進、事務事業や組織機構の見直し、補助金等の見直しを含めた財政の健全化や職員定員の適正化、情報化による行政サービスの向上など、行政改革を推進し、一定の成果を上げてきました。しかしながら、人口の減少や少子高齢化などにより、町税の増加は期待できない中、社会インフラの老朽化による投資的経費の増加や高齢化率の上昇による社会保障への増加が見込まれております。今後も財政状況は厳しさを増すことが予想されます。このような中、平成28年度において、本町の行財政を改めて点検し、行政サービスのさらなる向上を目指した上で、限られた財源を有効に活用するため、行政改革の推進本部を立ち上げたところでございます。

現在、推進本部の下部組織である本部委員会、行政部会、財政部会、事務改善部会において、課題や改善点など洗い出しをしてもらい、推進本部において行政改革として取り組む内容か検討しているところでございます。

また、諮問機関といたしまして、行政改革推進委員会に町民の代表者として12名の方を委嘱し、取り組みに対する御意見を聞くこととしております。

会 議 の 経 過

平成28年度においては、行政改革推進委員会へ農業委員会委員等の人員及び報酬について諮問させていただき、答申をいただいております。今後とも引き続き、行政改革の取り組み内容について、行政改革推進委員会へ図った上で、それこそめり張りのある行政改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

それで、何カ月間前でしたっけ、一応立ち上がって今、いろいろ審議されていらっしゃると思うんですけども、最終的にその答申の結果というのは、いつごろ発表されるんでしょうか、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長から。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

最終的にということですが、今、庁舎内の中でいろいろと協議をしております、大体内容がまとまりまして、それを今度は行革の推進委員会のほうに町長より諮問をするという流れになっておりまして、それにつきましては、やはり内容もいろいろございますので、平成29年度まで入るということになっております。現在のところ、いつというのは申し上げられませんが、29年度に大綱なり、詳しい内容につきましては決めていくというようなふうになっております。当然に、諮問をして、また答申もいただいた上で、それを尊重させていただきまして最終的な形をつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

いろんなそのことに関して、やはり町民の皆様からもお話を聞く機会があったわけで

すけれども、例えばこういうお話もありました。これは町民の皆様からのある提案だったんですけれども、電話をいただいて、要するにこう言ったらいろいろ差し当たりがあるかなと思いますけれども、ちゃんと言うべきことは言っていないといけないかなと思うんですけれども、雪山にある老人福祉センターの温泉がございますけれども、年間経費が800万円から900万円ということをお伺いしました。入浴料がこの前のこの予算書にも上がっておりましたけれども、その800万円から900万円かかる経費に関して、入浴料が6万円であると。それを考えたときに、もう周りにはさくら温泉とか、やぶさめ温泉があるから、そこはもうちょっと閉鎖をさせていただいて、その800万円から900万円あるお金をほかの部分でめり張りをつける形で介護とか、福祉かれこれで手厚くする方法はないんじゃないかなという声を聞いたんですけれども、そういう町民の皆様からの声を聞く場もやっぱり今、その行革委員会の中にいらっしゃる方々の耳に届いているのかなという部分で、もう少し町民の皆様にも、そういう行革委員会があるということを公募をかれこれ出していらっしゃるわけですが、町民の皆様からもそういう声を聞いていかれるような機会というのはつくってはいただけないのでしょうか、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、雪山のことが出たんですけれども、本当おっしゃるとおり、それだけかかっております。でも、あそこは温泉だけでなくして、老人の憩いの場としていろんな運動も活動も行っております。ですからそこだけやっぱり、ただ温泉だけをそうして言われるんではなくして、もっと温泉に、利用客ももっと多いんですけれども、ただ、老人クラブに加入している方及び社会福祉教育団体が無料ということですので、そこだけ御理解いただきたいと思います。と思っています。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

だから小池さんじゃありませんけれども、やっぱり思い切ったこともやっていかないと、やはり行革でほとんどお金は動かなかったどうのこうのとなってしまうと、やっぱり何の意味があるのかなという気はいたします。だから、町長にもお願いしたいのは、やはりそういう思い切ったこともこれから考えていかなくちゃいけないんじゃないだろうかと思っています。

じゃあ、次に移らせていただきます。

さっき町長がおっしゃったこと、2番目のやっぱりトップセールスでしたけれども、この中で、一番最後ですね、自分がやっぱり一番お伺いしたかったのは、そういうトッ

プセールスを今、どういうところにこういうことをされましたという話でしたけれども、やはり町民の皆様はそういう具体的な詳しい話をお聞きしたいという方がいらっしゃるわけですが、だからそこに書いてあるように、これからは町長がトップセールスをして、持って帰ってこられたものを町報なんかにもお知らせする。あるいはホームページにもお出しするという形は、そういうことはこれからとっていただけるような形はお願いできないのか、お伺いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

一応広報誌とかを使いまして、それはお伝えしております。それと今言いましたソフト事業です。ソフトに乗せている感じ、パソコンとか、そういうホームページとか、それをまた載せるような形をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ぜひそういうふうな形で取り組んでいってくださるようお願いしたいと思えます。

それから3番目に移ります。東串良のにぎやかタウン構想ということで、東串良がいろんな特徴のあることを町内外に発信していくべきだということなんですけれども、今ここに書いてありますけれども、ちょっとお聞きしたからここに出していただいているんですけれども、そういう発信する支援員という人を東串良で、これから募るように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今おっしゃいました支援員という形に、現在この支援員については、本町の魅力としてさまざまな資源がありますけれども、その魅力を情報発信を担うべく、人材について平成28年度におきまして、地域おこし協力隊を募集しました。そうしたら1名の方が観光PRと広報業務をやりたいということで、鹿児島市の東谷山の稲森公彬さんという方が履歴書を送ってまいりまして、一応この方を使おうかということで内心決めております。そういう形で現在のところ、支援員を募る計画はございませんけれども、この地

域おこし協力隊を一応利用して、観光PR、そして広報業務を担当することで、魅力ある東串良町をPRしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

おとといテレビで見たんですけれども、この発信力なんですけれども、前方後円墳ということで、横瀬古墳の内村さんという方がお弁当をどんかごでしたっけ、ありましたよね。そうすると前方後円墳は一番ここでやっぱりすごいのは唐仁、東串良にあるということですね。それからこの前も委員会でちょっと言わせていただいたんですけれども、邪馬台国卑弥呼説というのを大隅でグーグル検索をすると一発でぽんと出てくる、一番トップに出てくるのが関係はないけれども、大塚神社の下にある唐仁古墳群が卑弥呼の墓だという文献が出ているんですね。その本も出ているということ。そしてその著者に対してのインタビューかれこれも、それらの情報が出ているんですけれども、そのトップに出てきた情報というのは、実を言うと隣の肝付町にあるNPO法人観光情報発信センターから出されておりました。だから、隣の町が東串良の卑弥呼、邪馬台国説を唐仁古墳群で発信してくださっているんですけれども、これからそういうPRをする支援員の方が来てくだされば、そういうことを東串良からどんどん発信していけるような体制をとっていただけるんでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、東串良の目玉ということで、東串良にしかないもの、これを活用した費用対効果を施策の、町長の胸中にどのように存在するかということでございます。本町の目玉といたしましては、東串良のブランドであるピーマン、キュウリは当然のことですけれども、大根やキャベツなど露地野菜、そして肉用の畜産物、ちりめんなどを初めとする海産物でございます。平成29年度に東串良漁協が実施主体となりまして、海産物の急速冷凍機を導入する予定でございます。当初予算に1,745万7,000円を計上しておりますけれども、現在の計画では、年間の売り上げが800万円程度を見込んでいるところでございます。また、今おっしゃいました東串良にしかないもの、本町には県下でも有数の唐仁古墳群がございます。白砂青松で日南国定公園の一部でありますけれども、柏原海岸は景勝地だけでなく、今おっしゃいました大和に向けた神武天皇の御発航歴史の舞台でもあります。平成28年度においては、松林の竹や雑木の除去を行い、

松林整備の第一歩を踏み出したところでございます。松林内には、グリーンツーリズム等の体験型観光等と組み合わせ、町外、県外からの旅行者の宿泊施設等を含めた観光地としての再整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。その計画の中には、もちろん柏原大相撲やルーピン・フェスティバルなどのソフト的な事業も充実させていくべきでございます。そして今おっしゃいました肝付町、大崎町、志布志など近隣市町など大隅半島全体で連携、協力できるものを構築し、広域的な事業も展開したいと考えております。

さらに東九州自動車道野方インターへのアクセス道路でもあります。県道黒石串良線についても、県へ未整備区間の早期整備の働きかけを継続して行います。観光客の誘致につなげてまいる所存でございます。一朝一夕にできることではございませんけれども、現段階での費用対効果については、お示しできませんけれども、トップセールスを含め、本町の活性化が図れるよう施策を講じていきたいと考えております。よろしく願います。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

町長も大変お忙しい中、この前も委員会でそういう答弁をされたわけですが、やはりこの相撲に関しても私は去年の6月から再三、政策提言とまではいかないですが、こういうのはいかがですかとずっとお伺いを立てているわけで、やはり具体的に、やはり町長自身が頭の中に物語をつくられて、その物語に従って、やっぱりそういうリーダーシップをとっていただきたいということは、これを早急にやっていただきたいということです。これは個人的なことでもないんですけれども、この前も、去年もこの場でも言わせていただきましたけれども、例えば東串良の大相撲に関しては、舞の海さんをきのうもテレビで出ていましたけれども、友好親善大使にという話も具体的に申し上げておりましたけれども、3週間前の日曜日に、私の友人が昼飯を肝付町の焼き肉屋で食べていたら、ひょっとしたら隣に舞の海さんがいらっしゃったと。はっと思って見たら、その舞の海さんが、永野町長と御飯を食べていらっしゃったと。東串良に相撲もあるんだけど、何で舞の海さんが永野町長と会食をされているのかと聞いてみたら、向こうの方に再三またいろいろ聞いてみたら、生涯学習の一環で呼んで舞の海さんが来られたんだということをお聞きしたわけですが、やはりそういう舞の海さんも肝付町に来ていらっしゃる。だから、それはもう東串良の強みである、一番の流鏑馬に匹敵するようなイベントを興すとすれば、柏原大相撲しかないと言わせていただいているわけですが、お隣にはそういう舞の海さんが来ていらっしゃると思えば、何か早くしないとどうなのかなという気が大変強く思っておりますので、町長その辺も具体的にやっぱり我々と一緒になって、その辺も話をさせていただいて、具体的に同じく歩を合わせてそういう事業を進めていく形をとっていただきたいと思います。3番は、これで終わりたいと思います。

それから、4番目に移ります。

ここにありますが、これは議員間同士で自分たちの議員仲間で出た話題で、ここに上げさせていただいたんですけれども、環境教育を兼ねてソーラーでクーラーを起こせばどうだろうかという話ですけれども、教育長、この辺のことはどんなふうに考えたらよろしいでしょうか、お伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えします。

昨年の夏は、特に暑くて、学校訪問をしていた教育委員の方々も子供たちの大変さを実感していました。財源があるなら今すぐにでもお願いしたいと思うところです。ただ、クーラー設備につきましては、かなりの予算が伴います。学校現場においては、校内LANの設置が平成30年度までかかります。その後、電子黒板やタブレット導入、デジタル教科書など順次進めて、ICT化を図りたいという思いもあります。環境教育はもちろん大事ですが、ソーラー発電につきましては、家庭の屋根、その他でも多く目にするようになってきており、ある程度子供たちも認識し、どのようなものかというのは理解できていると思われます。

よって、ICT整備のほうが優先ではないかと現時点では考えております。

また、学校の屋上は、津波に対する避難場所としても確保しなければなりません。屋上への安全な階段の設置が池之原小と中学校は必要です。さらに池之原小学校は、特別支援が必要な生徒がふえてきて、その教室の確保が難しく、今予定している教室が音楽室の隣にならざるを得ない状況が出てきています。情緒、あるいは知識等に対する支援が必要な児童生徒は、必要な場所が必要ですので、防音装置が必要になると思われます。つまり急を要する事案が多く、ソーラーを設置してクーラーを賄うということは今のところ難しいと言わざるを得ないというふうに思っております。

議 長（田之畑）
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今、教育長のお話を聞いて、そういう段階であるということで認識をさせていただきました。だけど、これからいろんなことを含めて、エネルギー政策というのは、そういう目玉も東串良の一つに捉えていけばいいんじゃないかなという考えでも述べさせていただきました。これからいろんな形で、またどんな形で自分たちもまた情報を得て、そういうことに取り組んでいけるかということをその都度またお話しすることもあると思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

次に、9番 宮地利雄君の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

日本共産党の宮地です。今回は4点を取り上げました。通告に基づいて、町長並びに教育長に質問を行います。

まず最初に、物産館の整備についてであります。

去る2月24日に、町議会の教育産業常任委員会で、物産館のルピノンの里を訪ねまして、出荷協議会の皆さんと懇談をいたしました。そしてまず最初に、この物産館のこの間の売り上げなど実績をいろいろと具体的な数字やグラフで示していただきました。そして、ちょうど偶然だったんですが、その日のお客さんで来客数が80万人を超えたということでございました。そして年度のレジの売上高を比較してみますと、各月ごとにもどんどんふえてきていると、売上高もですね。ということで、非常にこれは頑張っているなというイメージを持ったわけです。議会からもいろんな意見も出ましたし、出荷協議会の皆さん方も当局に対する要請もございました。出荷協議会のほうから要請の一つとして、バックヤードという農産物などを搬入する扉があるわけですが、その上は屋根がなく、雨が降ればみんなずぶぬれで作業をしていると、持ってきているということでございまして、ぜひその荷物を持ってくるバックヤードの上部に屋根をつけてもらいたいというのが一つございました。

それから議員の中からの要望でも、やはり軽食のコーナーがあれば、もっと売り上げがふえるんじゃないかという声もありまして、それに対しては、出荷協議会の中ではいろいろ意見はありそうなんですけれども、会長さんの話では、会議室とそれから厨房との間に扉があるんですけれども、そこに通路をつくって、今の会議室のほうで簡単な軽食などは提供できるという話がございました。そしてそのための県の許可ももう既にとっていますよという話もあったわけです。ですから、ぜひそういう点では、指定管理制度であそこは運営しているわけですが、結局施設は町が提供しているわけですので、業者のバックヤードの屋根やら壁を壊り抜くという作業など必要な予算がどうなるのか、見積もりなどをとるので、ぜひ検討してくれというふうに議会のほうにも要請がございましたが、町長、それらの点について、ぜひ積極的な対応をとってもらいたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしたいと思います。

バックヤードの話ですけれども、必要であるならば、そういうのを早目に予算計上さ

せていただいたらいいんですけれども、とにかく物産館の指定管理につきましては、今議員おっしゃるとおり、平成24年7月1日から3年間、指定管理料として200万円を町が支払っておりますことで、一般財団法人出荷協議会と協定を結んでいるところでございます。その協定を結ぶ前に、出荷協議会と協議をする中で、今後物産館が売り上げを伸ばし、自立運営ができる一つの方策として酒類の販売と軽食の提供をするとの計画を聞いているところでございます。酒類の販売につきましては、早々準備され、販売を開始されておりますけれども、軽食の提供につきましては、体制が整わない等の原因でいまだに実施に至っておりません。この件につきましては、まず軽食販売の体制を整えて、既存の施設を利用して販売を始めていただきまして、その集客の状況により売り上げが上がり、さらに施設整備等の必要があれば、今おっしゃいましたバックヤードの屋根も含め、検討してみたいと考えております。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

この件については、ぜひ必要なら早目に予算化したいという答弁でありましたが、バックヤードの屋根については、そんな難しい問題じゃないので、雨季もやってきますので、なるべく早く予算化して、実現をされたいというふうに強く要請をいたしておきます。

また、軽食コーナーについては、どうしてもやはり必要だと思うんですね。だから、体制が整わないということですが、その辺もぜひ出荷協議会あたりと具体的な協議を進めていただいて、何とかならんのかという立場からぜひ協議を続けていただきたいと思います。

それでは、次に、教育長に3点にわたって今回も取り上げました。

一つは就学援助の入学前の支給について、ぜひ取り組んでいただきたいということです。前回も取り上げました。そこで最近の動きなんですけれども、国会などでもその実態に見合った就学援助にすべきだということで、新入学用品の費用として、7月に出しているんですね。私もこの記事を見て、どうかなと思ったんですが、小学生が背負うランドセルが平均で9万円もするんですね。こんなに高いんだろうかと思いましたけれども、するんでしょうかね。中学校の制服などは7万円を超える学校が多いのが実態です。そして、義務教育は無償と言うのにふさわしい抜本的な見直しが必要だというふうに文科省にいろんな議員さんが、もちろん我がところの議員もですが、要求を改善策求めています。特に、必要な時期に支給されないというために、多重債務状態に陥った、都会などではこういうこともあるんでしょうが、それから入学式に出ないと、用意ができなくてという学校もあるようです。本町は、そこまであるのかどうかという実態についてはつかんでおりませんが、やはり子供の多い家庭などは、入学準備をするのも大変だということになっております。

それからこれも私どもの新聞には載りましたが、今、これは全国的な、本格的な調査

ではないと思うんですけれども、北海道を中心に、出費がかさむ入学前に就学援助の支給を変更しているという自治体が全国的にはどんどんふえてきているようです。100を超す自治体、私はもっとあると思うんですが、準備金の入学前支給が拡大して、新入学の子供を泣かせないという方向で、父母の運動なども各地で広がっているようです。前回も取り上げて、そのときの教育長の答弁では、小学校から中学校へ入学するときについては、可能性があるんじゃないかと。小学校のうちに就学援助をもらっている家庭、あるいは小学生を通じて、中学校では就学援助を受けるかどうかという調査もやりやすいわけですので、その辺では中学校については、可能性というか、一定の進むんじゃないかというような意味の答弁をいただいたんですが、その後の検討なり、この入学前の就学援助金の支給という点についての何らかの検討が進んでいけば、示していただきたいと思います。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねは、援助金を入学の準備金として支給してほしいという、そういう趣旨だと思われます。そこで中学校入学と小学校入学に分けてお答えしたいと思います。

まず中学校入学については、今の議員のお話にもありましたけれども、小学校6年生の時点で、実情が把握できていますので、実施に向けて、諸規定の検討や予算の計上、書類の整備申請手続など、その周知徹底を図るための広報を含めた準備をしていきたいと考えております。ただし、転校生、あるいは急激な経済状況悪化の家庭が生じた場合については、入学前の支給が難しいと思っております。

次に、小学校入学前の準備金の支給ですが、幼稚園や保育園の園児の時点での申請になるため、小学校は難しいと思います。また、経済的に苦しい家庭が認可されないということにならないためにも、所得証明書はなるべく直近のものが好ましいのですが、入学前の審査となりますと、前々年度の証明書になってしまいます。さらに支給するにしても年度をまたいでしまうので、検討を要する課題が多いと思われます。つまり即実施というわけにはいきませんので、今後時間をかけて検討していきたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

中学校の部分については、小6の段階での準備ができるということですので、ぜひそういう方向で、ことしの4月の入学にはちょっと間に合わないでしょうが、教育委員会でもよく議論していただいて、その方向を打ち出していきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、町の奨学資金の給付の問題です。

前回もこれを取り上げまして、教育長からの答弁もいただきました。その後、2月10日に、教育産業常任委員会が開かれまして、管理課長からその後の奨学金制度についての教育委員会内での議論などについても聞かせていただきました。高校生が1万円、大学生が2万円、これの引き上げの問題、それから大崎町の現状を聞いた上で、後継者となる予定、あるいは実際に卒業後、家業を継いでいる子供の返済猶予及び免除ですね、これらについて教育委員会の中で、そういう方向がいいよなというふうな感じの議論がなされているという報告を受けているわけです。今後の、その後、教育委員会あたりでどんな議論がされているのか、また財務当局ともこの問題は当然協議して合意しないと進まない問題でございますので、そっちともよく話し合っていきたいというような形のお話を管理課長からいただいたわけですが、教育長から現時点における町の奨学資金の額や、あるいは給付制を求める動きとか、それから町当局と協議されているなら、その辺の進展の状況などをぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員お尋ねの町奨学資金の給付制の導入についてお答えします。

今、議員のお話にもあったとおりじゃないかなと思いますが、まずは奨学資金の現状について説明いたしますと、現在は、全て貸与制になっておりまして、過去の支給者は高校、それから専門学校、大学合わせまして平成24年度から16名、15名、11名、9名で、平成28年度が5名でした。平成29年度の現時点での新規申し込みが今7名来ております。継続者と合計で11名と、こういう実情です。

さて、給付制についてなんですが、財源が許せば、生徒、学生にとって本当にありがたいことだと思いますので、実施できるように進めていきたいと思います。ただ、今後は、議員もお話しされたように、財務当局とともに協議していく必要があると思われます。

また、給付制を実施する場合ですが、基本的な条件としましては、農業、漁業、商業など本町で就業することにより、東串良町に貢献できる人を対象とすることになるんじゃないかと思われます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

教育委員の皆さんも、ぜひ教育長が音頭をとるような形で本町の奨学金が新たな教育長のもとで、これだけ改善されてきたというようなことになるように、ぜひ積極的な取

り組みを要請しておきます。

それから最後になりますが、町長の施政方針の中で、これはもちろん施政方針の中の教育分野も町長のほうで施政方針を示されましたが、その中の社会教育の分野で、私も新たな取り組みということで町民も注目していると思うんですが、文化財の問題の中で、ちょっと読みますと、文化財は古代、中世、近代と歴史の長い歩みの中で、本町には国指定史跡唐仁古墳群を初め、多くの文化財があり、学術的にも貴重な地域と考えられます。この遺産を未来に継承し、適切な保存、管理を行うとともに、文化財の整備を進め、全国への発信に努めてまいります。そして平成29年度は6月に大隅半島の古代から中世期、11月には唐仁古墳群を題材とするシンポジウムを開催するというふうに施政方針で述べていますが、この6月に開かれるものと、11月に開くものとはちょっと性格が違うように思いますね。ですから、少し現時点での教育長のこの6月と11月のこのシンポジウムは、どのような内容を考えているのか。また、その規模など、できれば当然マスコミも含めて、東串良のこの大きな話題になるような取り組みにならないのだろうか、ぜひそうあるべきじゃないかというような期待を持っておるんですが、教育長からこの6月時点での取り組みの内容と、11月のこの内容について、双方について具体的な内容をぜひ示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

今、議員のお尋ねのシンポジウムについてなんですが、今お話にもありましたように、6月と11月のシンポジウムは全く質が違うといえますか、そういうことを御理解いただくという意味でも説明をさせていただきます。

6月開催のシンポジウムにつきましては、古代から中世にかけての大隅半島部の歴史について研究されている方々が、そのテーマをもとに発表していただくものであります。本町も大隅国の一員として、この研究発表会と連携し、共催するものであります。現時点におきましては、内容等を明確にお答えすることはできません。ただ、期日は6月18日か25日のいずれかの日曜日を予定しています。昨年度、鹿屋市で同様のシンポジウムが開催されていましたが、「甦る大隅国の実像」と題しまして、古代・中世の大隅半島部の歴史について、8名の方々が講演をされています。本町での開催につきましても、同程度の講演がなされると思われます。また、講演される先生方には、東串良町に関係する講演をしていただけるように、今お願いしているところです。規模につきましては、鹿児島県を初め、県内市町村への案内を検討しています。また、資料等の印刷物が1,000部を作成し、製本をする予定であります。

次に、11月開催のシンポジウムにつきましては、現在文化庁、県当局と協議をしておりますが、開催日は11月18日土曜日の予定で進めているところです。内容については、2部構成として子供たちを中心とした発表と専門の先生方による九州全国から見た古墳群についての講演を予定しています。規模につきましては、全国の都道府県や国、

会 議 の 経 過

県の関係機関、県内市町村教育委員会への案内を検討しています。今後、文化庁は県当局との協議を進めて範囲決定をしていくつもりです。私としましては、子供たちが県外に出ていっても東串良町には、こんな貴重な古墳があるよと自信を持って話ができるような、そういう郷土愛に満ちた子供たちが育ってくれることを望んでいるところです。以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

いかがですか、教育長、特に11月の唐仁古墳群を題材とするシンポジウムですけれども、これまで社会教育課のほうで予算をつけて、いろいろと測量をしたり、整備をしたりいろいろやってまいりましたが、いけば完成を受けた形でのこの中身が示されるというふうに11月については考えてよろしいのでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

詳しいことは課長のほうに答えさせます。

議 長（田之畑）

社会教育課長。

社会教育課長（薬 丸）

お答えいたします。

今、唐仁古墳群では、大きく二つの国庫補助事業を実施しております。今回、実施しますシンポジウムにつきましては、地域を生かした文化財をそういう補助事業をいただいて、これが3年間ということで、3年目の平成29年度にシンポジウムを開くと。もう一方の古墳緊急整備事業のほうにつきましても、ほぼ測量等も終わる状況の中で、唐仁古墳群の全体像が見えつつありますので、そのあたりを含めて実施するところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、ぜひこれまでの本町の社会教育課も熱心に、この調査等に取り組んできた

会 議 の 経 過

わけですので、それらの成果が広く県内外に知られるような、そういう取り組みになるように期待をして、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 16 分

再 開 午前 11 時 25 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 牧原完治君の発言を許します。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この前、防災減災委員で、安留のタワー建設地を議員全員で見学したわけなんですけど、ここについては、ごらんのとおり大崎町との境界なんですよね。ここに今度、防災タワー建設が今基礎が着々と準備はされているわけなんですけど、場所を考えますと、あそこでいいのかなというように議員のほうは非常に、全議員は心配しているわけです。それでこの場所は、安留に建てるのは大賛成なんですけど、安留の中心部に変更できないか、この辺を質問したいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

町では、大津波警報が発令された場合の逃げおくれ対策として、これまで肝属川河川流域を重点的に4カ所緊急避難場所を整備してきました。しかしながら、東日本大震災や昨年の熊本地震発生後の避難所の運営や支援物資、災害支援の受け入れ体制などを問題視されております。建設予定地の選定については、津波に対する安全性が確保される場所、それと避難路及び物資の輸送用車両や避難車両の駐車場などを確保できる場所等を考慮し、選定いたしております。

なお、建設予定地は、町有地でありまして、将来的に使用予定のない遊休財産でありました。処分も検討しておりましたが、防災センターとしての立地条件や財源を含め、津波対策検討委員会で協議した結果、選定したところでございます。

また、町境等の指摘もございますけれども、志布志湾一体となって、津波災害に強い

地域づくりを進めており、志布志湾岸部における災害時支援拠点施設として広域連携の視野も含めた災害に強い安心・安全なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

大隅広域連合という、大崎町と合併をするのであれば、結構かと思うわけなんですけど、どうしても我がまちで7, 000万円ぐらいの経費を投じてつくるわけです。一旦つくれば、移動は、移設はできないと思うわけです。それで、この前説明の中で、この防災のエリアをもらったわけです。ここが、見えないかと思いますが、ここに大丸小学校がございます。山野の中心部より大丸小学校のほうが近いわけなんですよ。そして総務課長から、今度の定例会の説明資料をもらったわけなんですけど、この中で、今度の津波防災センターのイメージというふうなことで出してありますが、標高地11メートルのところということで、あと備蓄倉庫とか、女性消防隊員の拠点場というようなことを含めて多目的につくるというようなことなんですけど、屋上は100平米で200人が避難できるというようなことが書いてございます。説明がございました。この場所で、緊急の災害が起こった場合、生命を最優先するわけですよ。それで町外の方が逃げ込んで、地元の町内の方が入れなかったという場合を想定すると大変な問題になろうかと思えます。町内のためにつくる防災タワーですので、もうちょっと場所の変更を、もう予算も24日に出すわけなんですけど、その前にもう一度検討されないか。町内の生命がかかっていると思うんですよ。その辺もよく検討していただきたいと思うわけなんですけど、あと土地のヘリポートの問題とか、そういうのもあるかと思いますが、民有地が無理なら国有林もございます。国有林については、国の特定財産ですので、なかなか買うというようなことは無理かもしれませんが、この町有地が3反分あれば、こことの交換の条件とか、また借地とか、町長の得意でありますトップセールスで、国有林も活用した検討はできないか、ぜひ、24日が今度の本会議です。その前にできたら土地代の予算というか、その辺も出していただきたいと思うわけです。ぜひ検討というか、つくった後からしまったというようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、東串良町の移住促進事業補助金についてなんですけど、この件については、12月の一般質問で私が町内の建設業者に補助はできないかというようなことで出したわけなんですけど、すぐ町長がこれは来年度、平成29年度検討しましょうといういい返答をもらったわけです。中でいろいろあって、柏原小学校校区に建築した場合は10万円加算、それから柏原小学校校区の住宅を購入した場合は5万円というような、町を二分するような政策というか、そのようなふうに私はとったわけです。例えば、俣瀬近くの川西の方は池之原校区です。俣瀬は柏原校区。同じところで5万円、10万円の差がある。私の地元の溜水は、溜水と安留、永峯という地元がございます。溜水は池之原校区、永峯、安留は柏原校区です。このような制度はどうかと思うわけです。ぜひこれ等も、

どういう根拠でされたのか、説明願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原校区と限定的なことを言いましたけれども、柏原小学校を対象とした、今おっしゃるとおり小学校を対象にした考え方でございまして、子供たちをどうしてもふやしたいという願望がございまして、やがて将来、これが統廃合とかいうことのないように、何かどうしても柏原校区というのを盛り上げるというか、それを一つつくりたいという。あくまでも町外の方が柏原校区に家をつくられたことの10万円ですけれども、そういうことを池之原校区におきましては、定住化対策によりまして、児童数もふえて、今年度また校舎も増築したところでございますけれども、今言いましたとおり、柏原校区におきましても年々過疎化が進んでおりますので、児童数も減少傾向にありますから、将来どうしても柏原小学校の児童数をふやしたいということが念頭にございまして、人口対策の一環としての考え方でございますので、その極端に永峯どうこうじゃなくしても、柏原校区としての考え方で、そこは御理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

10年前から池之原ニュータウンの事業というか、このような構想が出て、国道近くに住宅をつくらうというような構想が出たわけです。そのひずみが今来て、どちらかといえば、柏原の方も池之原に移住、家を建てるといようなことが出てきたわけです。それでやっぱり長期的なビジョンで、今、5万円、10万円の小手先のことじゃなくて、長期的なビジョンをつくって、例えば、これは金が非常に要るわけなんですけど、例えば今、きのう、おとといでしたか、中学校の卒業式に行きました。卒業生が59名です。私たちが卒業するころは300名ぐらいでした。2割程度ですね。それで柏原校区は年々児童数が減ってくる。池之原校区は、かえって少しずつふえてくる。今、教育長のさっきの答弁でありましたように、池之原小学校区については、まだこのような整備が要るんだというようなことが言われたわけなんですけど、もうここで長期的なビジョンに立って、小学校、中学校がここに統合したらどうでしょうかというような案も持っているわけです。昔から役場があり、農協があり、中学校があり、ここが中心となってインフラ整備がなされてきたわけです。それでここの中心地を活性化することにより、川西、新川西地区、または遠距離の柏原とか岩弘というのもだんだん中心部をここに持ってくれば、柏原校区も幾分かの貢献があるんじゃないかと思っているような次第でございま

す。何度も言うようでございますが、町長、長期的なビジョンに立って、小手先の5万円、10万円じゃなくて、柏原校区活性化をぜひ願いたいと思います。

次に、施政方針の中で、本町の施設園芸における研修制度というのを町長が申されましたが、施設園芸に力を入れていくんだということがあったわけなんです、その中で、施設園芸の研修圃場はできないかということでございます。どうしてもここが県一の施設園芸の産地でございます。後継者等が園芸をしたいと言っても、親が園芸をしていれば自然と親の背中を見て育つわけなんです、実際やろうと思っても親がしていないというようなことがあれば、非常に基本というのはできないわけです。この施設圃場をぜひともつくってもらいたいと思うわけなんです、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私も現在、JAと協力して立ち上げております農業研修制度もございます。そして町内の生産技術の高い園芸振興会への会員の補助で、新規就農者、準備型の制度を利用して研修をしていただいている計画で研修生を今募集しているところでございます。

また今、2年目以降にハウスが必要な場合は、JAのハウスを貸していただく計画でございます。議員のおっしゃる施設園芸の実習圃場につきましても、研修制度の内容も充実等も含め、今後またJAを含め、さらに検討してまいりたいと考えております。

それと、県経済連のほうにも、何か肝付町でやっているああいうトレーニングセンターみたいなのはできないかということも、また検討させていただきたいということで、行ってお願いをしておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

町長、トレーニングセンターとか、今いろんなことばが出てきたわけなんです、実際、平成29年度、30年度にはできるよとか、そういう明快な回答はできないものですか、この実習圃場については。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

明快な平成29年度、30年度ということは、ちょっと今、県経済連のほうも検討させてくださいということになっておりますので、私がここで明言できる年度ではござい

ませんので、ちょっとそこは御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

今の質問と関連なんですが、県外にいろいろ研修に行けば、田舎に行って農業をしたいんだがというような、パンフレットがいっぱいございます。うちの場合は、Iターン、Uターン者の受け入れ先というのは、あるかちょっと私も勉強不足なんですが、窓口がないんですよね。今度、町長の予算を見ますと、Iターン・Uターン体制づくりに20万円、移住促進事業補助金に1,000万円というような、まだ説明を聞いていないわけなんですが、このような計画もなされておりますが、空き家対策と含めて、何とかこの受け入れ体制をできないかというようなことでございます。どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

質疑に対するU・Iターンですけれども、受け入れ体制はできないかということでございますが、先ほど申し上げましたけれども、農業研修制度でも受け入れを想定しているところでございます。ただ、Iターン者で居住の確保ができていない方への住居対策も課題となっておりますけれども、一方的な農業体験等につきましては、地方創生推進交付金を活用して現在進めておりますけれども、シェアハウス等で受け入れ対応が可能、できるのではないかと考えております。

それと今、問題になっておりますにぎやかタウンの買い取りの家屋についても、こういう方々に使えるか、どうかも検討しているところでございますのでよろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

施設園芸については、うちの場合は、ほとんどが地元の方でやっているわけなんです。この前、志布志の公社に行ってみますと、7割の方が町外、または県外の方でピーマン作をされております。ここは幸い地元の方が多いわけです。しかしながら、地元の後継者というのにも限度がございます。せっかくいい技術力を持った地域でございます。ぜひこのような形も導入して、ここの施設園芸に貢献できるような体制をつくっていただきたいと思います。

会 議 の 経 過

これで私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。

休	憩	午前	11時44分
—◇—			
再	開	午後	1時00分

副議長（上 園）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が所用のため、副議長の私が議事進行を務めます。

それでは、西園議員の一般質問を許可いたします。

西園議員。

4 番（西 園）

それでは、通告をいたしておりましたので、質問したいと思います。簡単明瞭に答弁を要望いたします。

まずグラウンドゴルフ場建設についてでございますが、9月議会で、早期実現についての陳情書が採択されましたが、いつ建設するのか、町長にお答え願いたいと思います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

確かに陳情書は採択されましたけれども、現時点において、松林周辺の町有地に建設する今の予定はございません。それと松林内は起伏による高低差があり、平たん地でもありませんので、保安林の指定もされていることなどから伐採などもできないので、また町有地にグラウンドゴルフ場を建設するほどの面積がありません。今のところ、建設については考えておりません。

現在、利用されている町の多目的広場を引き続き御利用いただきまして、課題として挙げられている暑さ対策、寒さ対策、休憩所の問題、グラウンドコンディションの問題、一つずつでも現在の場所において解決していく方向を今のところ検討していきたいと考えております。

本年度、円山公園周辺の雑木等を伐採いたしました。陳情書の中にも、ようやく柏原松林相撲道場付近が整備されつつありますという記載がありますけれども、きれいに整備した理由につきましては、町内外から数百人の来場者が来られる柏原大相撲が開催される会場でもあることなどから、家族連れで松林内を散策していただき、森林浴を満喫

していただきたいこと、それときれいに整備された場所には人の流れが出てくると期待しておりますので、そこで柏原海岸を訪れた方々が柏原商店街で買い物をしていただくことも視野に整備を着実に進めているところでございます。

副議長（上 園）

4 番 西園議員。

4 番（西 園）

要するに、今の柏原地区の活性化のためにも、ぜひとも早急な建設を要望したいんですけれども、陳情書は採択されても、あとは町長の胸三寸ということでございます。あの夏の炎天下の中で、一生懸命グラウンドゴルフをされている姿をあそこを通るたびにしているんですけれども、非常に可哀想といいますか、これは酷だなという気はいたしております。ぜひとも、木陰があればいいんですけれども、あの炎天下の中で大変だろうと思います。それに比べたら、あの松林の中は、風も通って、木陰もあり、木の松林の伐採もあるんですけれども、それはほんの一部でございます。ぜひとも早目の建設をお願いしたいと、要望したいと思っております。

あとは、老人会のほうも非常に、今回も話はあったんですけれども、あとは町長の判断でございます。ぜひとも、しないと言えはそれまでですけれども、やはり検討していただいて、一日も早目の決断をしていただきたいと思っております。それをするのが、柏原地区の活性化もいろいろとあろうと思うんですけれども、それも老人会の方があそこに行って、グラウンドゴルフをして、茶どんのんかたでそういう語らいも必要かと思えます。あの炎天下の中では話し合いもできません。ぜひとも早目の決断を要望したいと思います。

それから2番目の農業公社ですけれども、この農業公社を設立する考えはあるのか、町長のほうにお聞きしたいと思います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしたいと思います。

農業公社につきましては、私自身も興味を持てる案件でございます。ただ、設立しているほとんどが経営が厳しい状況等もかいま見るところがございます。それらを市町村等からの補助金、負担金等で補填しているのが現状ですけれども、まちの財政状況を鑑みますと、町単独での公社設立については、非常に厳しい状況もございます。しかしながら、ピーマン、キュウリの施設園芸の後継者を育てることも課題となっておりますので、そこでJAと協力のもと、農業研修制度を平成27年度に立ち上げておりますので、ただ、今のところ、その研修を受けて就農した方がいないのも実情です。つきましては、研修制度につきまして、さらに募集の仕方やPRの仕方、その研修内容の充実につつま

しても、ＪＡと検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

４番 西園議員。

４ 番（西 園）

公社の仕事は、農作業の受委託、あるいは農地の流動化、農業機械の貸し出し、新規就農者の育成だろうと思うんですけれども、我がまちは、やはり農業のまちです。後継者育成をするのも必要でございます。ぜひとも新規農業のためには、この農業公社を立ち上げてスムーズに、あと後継者が育っていくような環境をぜひともつくってほしいと考えております。

先般、志布志の公社を議員全員で研修に行きました。あそこも市と、それから農協とタイアップしながら、助成金を出しながら経営している状況ですけれども、非常にあそこはスムーズに、中身につきましては、運営されているというふうに思っております。あるいは、勉強しながら、我がまちもぜひとも、町長は厳しい運営だと思うんですけれども、もう１回できれば、きょう、あしたはできんでしょうけれども、二、三年後には、設立をするんだという考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今も、さっきも申し上げましたけれども、とにかくＪＡ、それと振興局とかいろいろと相談しながら、確実な運営たるものを公社というものを立ち上げていくためには、それでないと、また経営が厳しくなることも考えられますので、とにかくＪＡと相談の上、進めてまいりたいと思っております。

副議長（上 園）

４番 西園議員。

４ 番（西 園）

農協のほうと相談しながらせなならんわけですけれども、やはり早く打診して、農協のほうと話をしながら進めていただきたいと思います。やはりこのまちの将来を考えれば、今年度はピーマンのほうも、園芸のほうも後継者がおって増反があったんですけれども、なかなか結びつかない面もございます。ここで研修をさせながら育てていけば、まだまだふえる余地はあると思うんですよ。ですから早目の農協との話をしながら進めていっていただきたいと思います。

まず、始める前に、やはり前から申しているとおりの、園芸の技術員の設置と研修圃場の確保が先だろうと思います。これも町長は、技術員のほうも年度内に立ち上げるんだという話だったんですけども、いつの間にか消えてしまいました。ぜひとも、これもまた早目にいい人材を選んで、設立して、それと実験圃場のほうも確保しながら進めていっていただきたいと思います。農協のほうも、先ほど牧原議員の答弁の中に、町長が農協のほうにハウスがあると、借りたらと言いましたけれども、農協のほうも余分なハウスはございません。ですからやっぱり町と農協のほうと合議されて、ぜひとも早急の立ち上げをお願いしたいと、これも要望しておきます。

それから3番目の砂採取についてですけれども、この条例を制定する気はないか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

砂採取については、砂採取税法の条例制定をしてはどうかという御質問ですけれども、砂利採取税法は、法定外目的税になりますので、その法定外目的税の制定につきましては、地方税法第731条の規定によりまして、特定の費用に充てるため、市町村は、法定外目的税を課することができることになっております。法定外目的税の制定につきましては、同条第2項、第3項において、総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。また、市町村議会は、一定の条件を満たしている特定納税義務者から意見を聞くものとする規定されております。さらに留意事項といたしまして、税以外の適切な手段がないかなどについて、十分な検討を行うこと、原則として一定の課税を行う期間、5年程度を定めることや、特定かつ少数の納税者に対して、課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること等の留意事項も定められております。

このようなことから本町におきましては、砂利採取税条例の制定を検討し、業者から聞き取りもしましたところ、砂の需要が全盛期の6割に落ち込んでいるということでございます。1立方メートル当たり2,000円で販売をしておりますけれども、税として30円から40円課税されたら採算が合わないということで、都市部で需要はあるんですけども、輸送コストを考えると、都市部への販売は価格競争で太刀打ちできない。このことから、砂利採取は、この先、事業を縮小し、運輸業に変更する方向にあるとのことでありましたので、そこで我がまちとしましては、地域経済が活性化し、砂利の需要がふえるまで待つしかないということで、条例制定を見送ったところでございます。

副議長（上 園）

4番 西園議員。

4 番（西 園）

今の制約は、いろいろあると思うんですけども、条例をつくったら町に税収が入ってまいります。まちのためになると思います。中身を検討されまして、今のところ条例を定める気はないという返事でしたけれども、やはり今の状況を見てみますと、町内の状況を見てみますと、特にこの持留土地改良区内では、砂採取は盛んに行われております。このままでは、圃場整備も難しくなるというふうに考えております。前にも、町の振興計画を要望した経緯もございますが、残念ながら何もまだ実行されていない状況だろうと思います。ぜひとも、これを早く計画をつくられまして、この条例等も整備をされるようお願いをしたいところでございます。この地区は、施設園芸が非常に多いわけですね。いろいろと施設園芸の周りのほうにも影響が出てきております。町長がつくらんと言え一言ですけども、もう1回前向きに、この園芸農家のためにもつくる方向性はないか、もう1回お聞きしたいと思います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

砂利業者が今言いましたけれども、半分に減っているという。そして、裏返し、この税を取ることによって、逆に今度は町道、農道を、いけば今、縛りをつけて、ちゃんと公道を走る様に決めているんですけども、逆に税を取るによって、どこでも通っていくという危機感もございまして、そういう農道もぐちゃぐちゃになる気持ちもありまして、だから取らないほうがいいんじゃないかという、そういう縛りもありました。そういう形で条例はつくらないということでやっておりました。そういう形で御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

4番 西園議員。

4 番（西 園）

全盛期の6割しか今は需要がないという話でございましたけれども、この持留土地改良区では、非常に何カ所も今、砂採取がございます。農道のほうも砂利を、砂を積んで通る関係上、農道もへこんでおります。雨が降った後に行けば、すぐにわかります。その部分だけがずっと水がたまって、水が外部に引けないというような状況でございます。そういうことを考えたら農道がどうこうというのは、今も一緒でございます。できれば町の税収のためにも、早くこの条例を制定してもらって、なるだけ町にも税収が入ると、業者もそれで納得していただければ、その方向で要望したいと思っております。

十五、六分でしたけれども、私の質問をこれで終わりたいと思います。

副議長（上 園）

5 番 泊 議員の発言を許します。

5 番 泊議員。

5 番（ 泊 ）

私もさきに通告いたしておりました重度心身障がい者の医療費の窓口負担について、町長に質問いたします。

現在重度心身障がい者の方が医療機関で受診した場合、1割から3割の医療機関の窓口で支払いをし、その領収書と重度心身障がい者医療費助成金申請書を役場に提出し、4カ月ほど後に、全額還付を受けております。1カ所であれば、そんなに負担はないのですが、専門の医療機関で受診した場合には、多額の医療費がかかり、生活が大変厳しい状況でございます。診察を受けなければならない方も、経済的に厳しいために診察を受けることはできない方もいらっしゃると思います。今、県知事が進めようとしている子ども医療費助成制度の窓口負担をなくそうとしているのと同じく、重度心身障がい者医療費助成制度も窓口負担をなくする方法はできないか、お尋ねいたします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、本町では、県内のほかの市町村と同様、重度の障がい者の方が医療を受けた場合、その自己負担額1割のうち、限度額までの分を重心医療全額助成しています。対象者は、まず医療機関で自己負担金を一旦支払い、その後、受診後、12カ月以内に月ごと医療機関別に町へ申請書を提出していただきます。町では、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等での高額療養費等の給付を確認し、保険診療における一部負担金からこれらを差し引き、残りの全額を口座振込により給付しています。このような償還払いについては、手続が煩雑で、また給付されるまでの期間が約4カ月を要し、また事務処理も複雑かつ膨大で、利用者のみならず、町への負担も大きいものがあります。ほかの都道府県では、受診の際、保険証と受給者証さえ提示すれば、一定の自己負担、通院が1回300円、入院1回300円を支払うだけで、差額については、市町村と都道府県で負担しているところもあります。しかし、我が県、鹿児島県では、鹿児島県重度心身障がい者医療費助成事務取扱要領によると受給資格者が保健医療機関等において、社会保険各法による医療費の一部負担金（中略）を支払うとなっておりまして、現物給付が可能な定めにはなっておらず、現在では、医療機関で窓口負担をなくすことは難しい状況です。窓口無料化が難しい要因が二つほどあります。

一つは全てが現物支給化となれば、医療機関では患者の自己負担分が四、五カ月後に入金することとなり、多くの対象者が受診される病院では、病院経営にも影響を及ぼすことになりかねません。また市町村への医療費請求という新たな事務も発生することにもなりますので、県内の全ての関係医療機関の同意、県医師会等の理解が必要になって

まいります。つまり医療機関での窓口負担を無料化するには、鹿児島県全体で、具体案の検討や全市町村、関係医療機関との協議も必要になることから、現時点では、本制度の現物支給化は難しいものと考えられます。東串良町議会では、平成28年9月議会において、重度心身障がい者医療を含む三つの医療費、乳幼児医療、ひとり親家庭医療の現物給付、窓口無料を求める陳情書を採択されましたけれども、意見書として、三反園県知事へ提出しておられます。

このような経緯は、町としても十分承知しておりますけれども、本町だけでは窓口無料化を実現できるものではありませんので、大隅総合開発期成会を通じての要望や、大隅地域振興局との意見交換の場である、大隅地域行政懇話会等を介して、県へ要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

5 番 泊議員。

5 番（ 泊 ）

今、町長が答弁ございましたように、他県においては、窓口負担をなくしているところは多いようでございます。県医師会とも関連がございますので、町単独では無理だと思いますが、県下の首長会で県、また医師会にお願いして、重度心身障がい者医療費の窓口支払いをなくすように、強く要請いたします。

次に、平成29年度の施政方針について、質問いたします。

平成29年度は、観光地の整備、防災対策の整備、子育て支援等に重点政策として考えていらっしゃると思いますが、観光の整備を図ることにより、町の経済効果は、どのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原地区の振興策として、本町の三大イベントの一つであります柏原大相撲を盛り上げていきたいと考えております。まずその一環といたしまして、東串良町相撲連盟からの要望もあり、相撲場の屋根の整備を行いたいところでございます。雑木のないきれいな松林内で、屋根まで整備された土俵場での展開される大相撲を一目見ようという気持ちになっていただけたらと思っております。

またそうなるように、情報発信も積極的に行ってまいりたいと考えております。町外からの多くの人々を集客し、地元商店街とも連携して、さつまあげや地元特産品の販売を相撲会場で行い、地元商店街のリピーターを少しずつでもふやして、経済効果を高めていきたいと考えております。

ただいま、平成29年度の県補助事業で、魅力ある観光地づくり事業の採択に向けて

申請中でございます。古墳がある大崎町や肝付町3町での広域的な取り組みを行うということをご前提にしております。事業内容につきましては、用地を確保した上で、唐仁古墳群への来訪者への受け入れ体制が十分に整っていないことから、まずトイレ、そして休憩所、そして駐車場、駐輪施設、それとベンチ、観光案内板などの整備を行っていきたいと考えております。

また、整備予定地隣には、飲食店もあり、利用客の増にもつなげられればと考えております。

平成29年度は、町内周遊を目的としたフォトラリーを実施予定でございます。物産館を基点に唐仁古墳群も含め、町内数カ所を周遊し、ノベルティを贈呈できたらと考えております。物産館を基点にすることで、買い物もしていただけることを期待でき、経済効果を高められると考えております。農家民泊の開業に向け、ツーリズム協議会会員の方々ともまた協議を重ねて、まちの活性化につなげていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

5番 泊議員。

5 番（ 泊 ）

本町の観光資源といたしましては、ただいま町長が答弁されましたように、柏原の大相撲、柏原海岸の白砂青松、唐仁古墳群が本町が誇れる観光資源でございます。けれども、本町だけでは、限界がございます。広域連携で取り組んでいただき、本町は、農業が盛んでございます。農業を生かした観光、滞在型農園も検討していただき、県内外の交流を図っていただきたいと思います。

次に、にぎやかタウン雪山の土地陥没対策について、質問いたします。

町長は、にぎやかタウン雪山の土地取得については、十分わかっていらっしゃると思いますが、平成17年第2回定例会6月議会において、工事請負費、土地取得費、設計委託料等関係事業費、5,745万円を議会に諮られましたが、この土地は、鶏舎の跡地であり、鶏舎の取り壊しによる廃材などが埋められているおそれがある。隣接する農地にふん尿などが散布されることで、悪臭により、生活環境に問題がある。購入土地が反当350万円は、高いのではないかと。また、周辺で耕作する農家73名から畜産公害で入居者から苦情が出るので、候補地の変更を求める陳情書も出され、この土地は定住化促進住宅用地としては、不適地であるとして、全額を減額修正可決されております。再度、平成17年第4回臨時議会、7月13日に開催して、土地の価格を減額して、5,415万円と提案されております。当時の町長は、この土地に鉄骨や廃材などが埋められているのではないかの質疑に対して、地権者に聞いたら、そのようなことはないと言っていると答弁されております。反対討論もあつたようですが、起立多数で原案可決されております。平成17年第5回臨時議会、8月23日に定住促進用地としての土地取得議案が提案され、議案審議において、議員からこの土地には、鉄骨とか、資材とか埋められたと聞くが本当にそのようなことは聞いていないかとの質疑に対して、その当時の

町長は地権者に鉄骨を埋め込んでシラスを30センチ造成して、ならしただけと聞いているが、そのような事実はないかといったところ、それはございませんと言った。皆さんからの要望があったので、十分その辺についてチェックはしていると答弁されております。

議会は、この土地取得議案に対して、町長の鉄骨等廃棄物は埋め込まれていないと地権者の言葉を信じるという答弁により起立多数で可決しております。

このように議案が出るたびに、議員のほうから現在のぎやかタウン雪山の敷地に鉄骨や廃材などが埋められているのではないかの質疑が出ております。町長は、その当時の地権者に聞いたが、鉄骨等廃材は埋め込まれていないと言っておられます。しかし、調査会社の原因究明の結果、廃棄物投棄埋め土箇所の不良土の空隙、空洞が生じ、新たな外力等の作用も加わり、沈下、陥没が生じている原因結果が出ております。定住化促進住宅用地として、売り主もわかって売っていらっしゃるわけですので、売り主のかし担保責任が発生すると思われまます。町は大変な財政負担でございます。財政負担軽減を図る意味からもしかし担保責任を請求される考えはないか、お尋ねいたします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今回の件に関しまして、平成27年度に実施いたしました東串良町にぎやかタウン雪山地区地盤調査解析業務において、人為的に投棄され、埋め立てられた廃棄物が確認されております。また、当該土地に建てられた構築物は、過去にさかのぼって有限会社永峯食鳥の鶏舎のみが確認されていることや、町が土地購入後に行った造成工事において、土地表面の不純物が適正に処理されていることなどから、投棄された廃棄物は、永峯食鳥の鶏舎解体時の廃材であると考えられます。

そこで、売り主である有限会社永峯食鳥のかし担保責任について申し上げますと、確認された廃棄物を主な原因として、現在、土地の変状をきたしているという事実があり、その廃棄物の除去に多額の費用を要することから考えましても、当該土地は、通常有すべき性質を欠いていると言わざるを得ず、現在の状況ではかしが存在すると考えております。

また、土地の売買契約当時、売り主の永峯食鳥社長みずから廃材を埋めたことはありませんとおっしゃっており、そのかしの存在は明らかになっておらず、隠れたかしに該当するものと考えられますので、売り主である永峯食鳥には、民法第570条に規定する売り主のかし担保責任が存在すると考えております。

他方、平成17年8月23日に締結された土地売買契約において、かし担保責任に関する規定はございません。その場合、民法第570条の売り主のかし担保責任が適用され、その損害賠償請求は、事実を知った日から1年以内に行わなければならないとされております。

会 議 の 経 過

さらに、民法第167条第1項において、債権の消滅時効が10年間と規定されており、今回のかし担保責任に基づく損害賠償請求権についても同様の10年が適用されるものと考えております。

本件、土地売買契約におきましては、平成17年9月30日までに土地を引き渡す契約となっておりますので、仮に同日を債権消滅時効の起算日とすれば、10年後の平成27年9月30日の終了をもって、かし担保責任に基づく損害賠償請求権が消滅することになります。

実際、本町がボーリング調査により、廃棄物の存在を確認することができた平成27年12月7日には、既に時効により損害賠償請求権が消滅していたことになります。その時点で、かし担保責任を問うことはできなかったものと考えております。

平成28年7月1日、肝付警察署に赴き、産業廃棄物の不法投棄事件として立件できないか相談しましたが、不法投棄事件の控訴時効5年を超えているため、刑事事件として立件できないとのことでした。また、不法投棄を実際に行った処理業者がわからないため、事情を聞くことも難しいとのことでした。

以上です。

副議長（上 園）

5 番 泊重巳議員。

5 番（ 泊 ）

ただいま町長が答弁されましたように、かし担保責任の規定により、買い主はかしの存在を知ったときから1年以内に限り、売り主に対して損害賠償を請求し、または解約をすることができるということで、民法507条にうたっております。今、この存在を知ったときから1年ということでございますので、今、調査の会社の方がいつこの報告書を出したか、この日付をよく確認していただいて、それからこのかしの存在があったのかどうかの確認をしていただきたいと思います。できるだけ早く早急に対応していただきたいと思います。

調査会社の原因究明の結果が出ているわけですね。この不良土による廃材なんかの投棄によって、このような沈下とか陥没が生じているという原因結果が出ているわけですから、このあたりの調査の結果の報告をいただいてから、この1年間だと思えますよ。この陥没の原因がこのような原因によって、陥没しているというのが出ているわけですから、やはり早急に、このあたりは対応していただきたいと思います。

次に、にぎやかタウン雪山の陥没について、行政として最終的にどのように考えているか、お尋ねいたします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今回、上程させていただいております平成29年一般会計予算をはじめ、今後におきましても必要な予算の可決をいただければ、最終的に住民の皆様方と合意書、仮契約書を交わし、必要な手続を得た上で、最終的な問題の解決を図っていきたいと考えております。

不動産鑑定価格による買い取りの場合、当初予算が可決されまして、それと住民の仮契約書、これを合意、これ4月になればできるだろうと思いますけれども、それと不動産取得、これも議会議決、地方自治法第96条によります、これは5月ごろかなと思います。それと本契約書締結、それと住民への支払い、当時に抵当権の抹消と所有権移転、登記になるだろうと思います。それと西側へのひき家による移転でございますが、当初予算、今回可決していただきますと、農地の売買契約締結、それとひき家先の西側農地造成、設計委託契約、そして西側農地の地盤調査、造成工事、設計図書完成、造成工事予算案、それと農振除外、転用許可同時申請いたします。それから、農業振興地域整備計画変更決定をいたしまして、転用許可、そして造成工事発注、造成工事完成の後、平成30年度当初予算ですけれども、これひき家工事設計監理委託料、ひき家工事請負費予算計上、それとひき家工事設計監理委託契約、それと設計図書完成、ひき家工事請負費予算計上、これを可決させていただきますと、これが平成30年7月ごろになるだろうと思いますけれども、それとひき家工事発注、ひき家工事完成が大体平成31年3月ごろが完成かなと思っております。

財政的な問題も。

副議長（上 園）

5 番 泊議員。

5 番（ 泊 ）

平成29年の当初予算にひき家買い取りの計画でございますが、被害者の方たちは、町の財政を考えた場合、大変難しい判断をしなければならないことでございます。その当時の執行部、最終決定を行う議会においても再三廃材を埋めていないかという話が出ているわけでございまして、調査がされなかったことは大変残念でございます。将来に問題を残さないために、専門的な知識のある方にお願ひし、第三者委員会において審議していただき、最善の方法で解決されるよう要請し、私の一般質問を終わります。

副議長（上 園）

次に、1 番 児玉議員の発言を許します。

1 番 児玉議員。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

私が議員になって1年が過ぎました。最初の一般質問をしたのが、柏原漁協の土砂の

会 議 の 経 過

滞留についてでありました。6月の一般質問で、町長に柏原港を干潮時に見に行かれたことがありますかの回答として、見には行ったが、潮が満ちた状態だったため、干潮時には見ていないとのことでした。それ以降、町長、見に行かれたか、お尋ねいたします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。見に行きました。そうしたら干潮時で、流木がちょうど砂の中に埋もれた感じでありました。そういうことです。

副議長（上 園）

1 番 児玉議員。

1 番（児 玉）

前回述べたとおり、漁協の人たちが干潮、満潮に関係なく、安心して、いつも漁に出られる状態にしておくべきではないでしょうか。町長は、施政方針で水産業の振興を取り上げ、つくり育てる漁業を述べておられます。急速冷凍施設の導入も計画中です。柏原の観光も大切ですが、昔から漁業のまちです。前回の回答で防災・安全交付金事業として、平成29年から新規着手に向けて、県や国へ要望とありましたが、その辺も含めて、進捗状況はどうなっているのか、伺います。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの区域は、鹿児島県が管轄する波見港港湾区域となっている場所でございます。先ほども言いましたように、本当すごい状況で、去年の9月の台風16号によりまして、より一層の砂が大量に堆積したことも要因だと思われます。漁船等の安全確保や漁業への影響を考えますと、早急な対策が必要でございますので、鹿児島県と協議して、平成29年度着工に向け、防災・安全交付金事業として、県から国へ予算要望していただいているところで、今現在、進行中でございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

1 番 児玉議員。

1 番（児 玉）

柏原漁業の整備は、多くの漁業関係者の要望です。今後、早期実現に向けて努力していただき、志布志備蓄基地へのマリンサービス事業も本来の船の係留場所で仕事ができることを希望いたします。

引き続きまして、2点目の柏原から大崎へ通じる国道448号の道路状況について質問させていただきます。

これも私が議員になって最初の質問をしたのと同じ内容なんですが、町長は行政懇話会や土木事務連絡会で早期道路拡張を要望していると言われました。また、施政方針でも国道448号柏原工区の工事の件を取り上げていらっしゃいます。柏原の下通りはもちろんなんですが、新町下から新町上までの大崎へ通じる国道448号の道路は狭く、大型車両の離合が困難な状態です。この道路は、以前述べたとおり、サンコーポラス松原の子供たちの通学路でもあります。県警本部、地域関係機関、地域住民等の交通安全総点検や通学路における緊急合同点検でも、危険箇所として指摘されているわけですので、県へのさらなる要望が必要と思われるのですが、どうお考えか、お尋ねします。

副議長（上 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この議員お尋ねの国道448号につきましては、鹿児島県の管理となっている道路でございますけれども、これまで実施されました県警本部、地域関係機関、地域住民等の参加のもと行われました交通安全総点検や通学路における緊急合同点検におきまして、危険箇所として指摘された場所でもございます。このような点検の結果も踏まえまして、昨年8月に開催されました大隅地域行政懇話会で、危険な現状等を説明し、早期の整備を強く要望したところでございます。あの道路は今、志布志のバルク港におきまして、原木の中国への輸出はどんどんと進んでおりまして、そういう関係で原木を積んだトラックがものすごい量で動いている現状をそのまま説明しまして、もう普通の子供たちは通れない状況だということも説明しましたので、そういう形で大型車の通行も年々増加しております。柏原小学校への通学路や地域住民への重要な生活道路でもありますので、今後も引き続き、鹿児島県へ強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

副議長（上 園）

1 番 児玉議員。

1 番（児 玉）

町長は、観光事業の促進でも柏原海岸のルーピン、志布志備蓄基地、そして大崎、肝付町の広域な連携を図ると発言しておられます。国道448号は、柏原にとっては通学路、そして観光道路としても非常に重要な路線だと思われるので、以前の発言同様、

会 議 の 経 過

道路の拡張を要望いたします。

最後になりますが、町長、私が今回一般質問した２件は、県への要望です。町長が県へ陳情に行かれる際、議員の要望があれば、私たち議員は喜んで同行させていただきます。行政と議会が一緒になって、町民のために働きましょう。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（上 園）

一般質問を終わります。

~~~~~

副議長（上 園）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、３月２４日午前１０時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会            午後 １時５２分

## 平成29年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成29年3月24日 午前10時00分  
閉 会 平成29年3月24日 午前11時06分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 児 玉 勇 治 | 2番 瀬戸山 譲一  |
| 3番 牧 原 完 治 | 4番 西 園 貞 美 |
| 5番 泊 重 巳   | 6番 前 田 隆   |
| 7番 上 園 ミ キ | 8番 原 田 猛   |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 泊 重 巳                      6番 前 田 隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |         |           |         |
|-------|---------|-----------|---------|
| 町 長   | 宮 原 順   | 住民課長      | 若 松 雄 一 |
| 副町長   | 畠 中 勇一郎 | 企画課長      | 中 島 孝 一 |
| 教育長   | 天 神 康 男 | 農業委員会事務局長 | 木佐貫 勝 志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学   | 教育委員会管理課長 | 坪 山 勝   |
| 総務課長  | 江 口 勝 志 | 社会教育課長    | 薬 丸 淳 郎 |
| 経済課長  | 堀 口 利 弘 | 総務課長補佐    | 瀬戸山 雅 樹 |
| 福祉課長  | 津 曲 稔   |           |         |
| 税務課長  | 児 玉 隆 男 |           |         |
| 建設課長  | 甫 村 良 教 |           |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      橋 口 正 博

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第18号 明光園跡地返還を求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 10 議案第 9号 平成28年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 11 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 12 議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算
- 日程第 15 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 17 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第 18 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について



## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第18号 明光園跡地返還を求める陳情書（委員長報告）

日程第 3 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第 10 議案第 9号 平成28年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

日程第 11 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

日程第 12 議案第11号 平成28年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第 13 議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 14 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算

日程第 15 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第 16 議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第 17 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算

日程第 18 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 19 議案第18号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第 1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第 1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第 129 条の規定により、別紙のとおり派遣することに
したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に
変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、
派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 2 陳情第 18 号 明光園跡地返還を求める陳情書

議 長（田之畑）

日程第 2 陳情第 18 号 明光園跡地返還を求める陳情書を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。

## 会 議 の 経 過

総務民生常任委員会委員長 原田 猛君。

8 番 原田 猛君。

### 8 番（原 田）

ただいま議題となりました陳情第18号 明光園跡地返還を求める陳情書について、審査結果を報告いたします。

本陳情書は、昨年の9月議会において総務民生常任委員会に審査が付託されました。以来、平成28年9月21日、平成28年12月21日、去る平成29年3月16日の3回にわたって審査を行ってまいりました。3回目の3月16日の審査では、次のような意見が出されたところであります。「明光園は新しいところに建てかえ、当時無償譲渡した目的がなくなったのだから、速やかに返還すべきではないか」「前町長は、あの土地は法人のものと言った。登記上も土地の名義は法人のものとなっており、返す、返さないも法人の考えだと思う」等々の意見が出されました。

以上の意見を踏まえて、本陳情の取り扱いを協議したところ、採決すべきとの意見が出され、あるいはまだ審査が足りないという意見が出されましたが、採決すべきかどうか諮ったところ、賛成多数で採決すべきとの意見がありました。

採決は委員1人が欠席のため、委員長を除く3名で挙手採決を行いました。結果、採択することに賛成者2名があり、賛成多数で、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上、本委員会での審査結果を報告いたしましたが、本会議においてもよろしく御審議のほどお願いいたします。

### 議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番 泊 重巳君。

### 5 番（泊 ）

陳情第18号について、委員長にお尋ねいたします。

この陳情書は、旧明光園跡地の返還を求める陳情書でございます。陳情内容につきましては、明光園旧跡地の今後の活用等を調査され、目的に沿わない計画等がある場合は、町議会も速やかに跡地返還を検討・審議される陳情書でございます。陳情書の趣旨から明光園の旧跡地の今後の活用を調査されたのか、お尋ねいたします。

また、町から明光園に無償譲渡されるときに、明光園と町が交わした契約書はどうなっているか、お尋ねいたします。

### 議 長（田之畑）

8 番 原田 猛君。

### 8 番（原 田）

## 会 議 の 経 過

譲渡された土地の跡地の利用についてですが、利用については、審査はなされておりません。それから確約書でしたっけ、無償でしたっけ。文書について、文書があれば恐らく陳情に至らない。文書がないからこそ陳情がなされて、それを審査してほしい、そういう趣旨だっただろうと思います。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

今、私が質問いたしましたことは、町から明光園に昭和四十五、六年ですかね、町から明光園に無償譲渡されるときに、明光園と町が交わした契約書はどうなっているかお尋ねいたしたところでございます。

議 長（田之畑）

8 番 原田 猛君。

8 番（原 田）

この本件の経緯といいますのは、昭和46年1月7日ですか、社会福祉法人有明会が町の主情で設立され、そして4月1日、明光園が開園だったんですかね。その文書というのは、委員会では調査しておりません。そのかわり、当時その明光園に10年ぐらいですか、勤務された人からの委員の聞き取りの報告がありました。その聞き取りの報告の中で、その文書の所在というのははっきりわからないけれども、そういう趣旨のことがあったんじゃないかなというような報告がありました。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

調査はされていないということでございますが、件名は明光園跡地返還を求める陳情書でございます。内容につきましては、先ほど申しましたけれども、今後の活用を調査し、跡地返還を検討・審議されることの陳情でございますので、今後調査されるよう願います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私もただいま質問のあった泊議員と同様に、所管の委員ではございませんので、どのような審議がなされたのかということについては、聞いてみたいと思うんですが、これは既に有明会という社会福祉法人の所有物であります。そういう登記上も、いけば町とは別の他人のものというか、それを町に戻せと。もちろんその理由は、そもそも東串良町の所有物を無償譲渡したんだから、もう用が済んだんだから戻してくれと、それなりに言っていることは、もう用が済んだんだから戻せというのは、それなりに言い分もあると思うんですが、しかし、現に登記上も、言うなら他人のものであるから、しかしもともとは町のものだったんだから、一応町としても、それは返していただけませんかというふうに町として相手側に申し出てもいいんじゃないかというような程度の感じで受け取っていいのか、委員会での議論の中身はどのような、そういう感じで受け取っていいのか、その辺の感触は委員長は、どのように受けておられますか。

議 長（田之畑）

8番 原田 猛君。

8 番（原 田）

今お尋ねのとおりなんですけれども、所有権は、社会福祉法人有明会になっていけばこそ、所有権が有明会にあればこそ、陳情者としては、町に返還を求めるべきではないかと。所有権が有明会にあることが前提になっての陳情であります。

したがって、本陳情書は、委員会としては、その譲渡の目的が消滅した、明光園敷地として無償譲渡したから、その目的が消滅したから、町としても求めるべきではなからうか。陳情者の趣旨に、賛成があったということであります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第18号 明光園跡地返還を求める陳情書を採決します。

## 会 議 の 経 過

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

本件は、異議がありますので、起立によって採決します。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は採択とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第4 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

これはマイナンバーの利用範囲を、いわば拡大するという内容ではないかと思うんですが、担当課長で結構ですが、そういう理解でよろしいのか、その辺について答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

マイナンバーの拡大に伴うのかというところでございますが、これにつきましては、多分マイナンバーとの絡みもございますし、基本的にはどこに何をどういう形で文書類を出したかと、関係機関に。その記録を記録しておきなさいというところの条例改正でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

最近の報道によりますと、全国的には1割にも満たない利用だと、マイナンバーカー

ドそのものを所持している国民は、その程度だというふうになっておりますし、県内の各市町村のそのマイナンバーの普及状況が報道をされました。それによりますと、鹿児島県内で、東串良町は、悪いほうから2番目でしたよね。マイナンバーを所持している住民は、本町内ではわずか4.8%だということです。これは個人情報侵害されないということが国内でもやはりそういう風潮というか、そういう空気が非常に強いと。今回税金の申告に当たっても、マイナンバーを書く欄があったけれども、あれがなくても税務署はちゃんと受け付けますよということで、ほとんどの方がカードのナンバーはナンバーそのものは、役場からの書類で全員というか、ほとんどの住民に届いてはいるけれども、それを記載しないと。税金の額から病歴から家族構成から全てが行政や国の当局に支配というか、つかまれるという点での国民の危惧というのが非常に強いわけですが、本町のこんなふうに県下で悪いほうから2番目というような報道だったんですが、その点について、行政側はどういうような、このことについて理解をしているのか、担当課長でも結構ですが、その辺の見解というか、考え方をちょっと聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（若 松）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたことについてですが、きょう現在じゃないんですが、先週末現在です。本町でマイナンバーカードを申請されていらっしゃる方は447名でございます。そのうち、実際交付を受けられている方が334名ということでございます。

この前、新聞報道にもありましたとおり、かなり低い数字でございました。私どもといたしましても、交付には一応推進しているところではございますが、マイナンバーカードの利点というのが明確になっておりません。そういうことで、住民の方もメリットよりも、今議員がおっしゃられたとおり、デメリットのほうを重く受け取っていらっしゃるって、今現在であれば、身分証明が主なものでございます。そこで、車の免許証等をお持ちの方につきましては、今現在、そちらのほうで対応ができるということで交付率のほうが上がっていないと判断しております。住民課といたしましても、窓口に来られた高齢者の方々を中心に、説明を申し上げて、マイナンバーカードをつくっていただくようお願いはしているところでございますが、これも義務ではございませんので、今の時点ではお願いという程度にとどめているところでございます。

また、とりに来ていらっしゃる方につきましても、今年度は日曜日に2回ほど門戸を開いたんですが、1人来られただけで、あとの方は来られないということでございます。

今後も積極的に広報等を行っていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

今、住民課長からの説明だったんですが、なかなか手続が複雑である。いわばそういう感想を持っていらっしゃる人がいらっしゃるんですね。できたら窓口で手伝っていただけたらありがたいのかなと、いわば写真撮影に至るまで、補助をしていただいたらどうかというふうに思うんですが、そのような考え方はないでしょうか。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（若 松）

お答えいたします。

マイナンバーカードの申請につきましては、役場のほうに来ていただければ、私ども職員が手添えをしてやることは今までもやっております。ただ、写真を無料でこちらのほうで撮影をするということは、近隣市町ではやっておりません。皆さんも御承知のとおり、都城市のほうでやっているということは、私どもも聞いておりますが、近隣市町ではやっておりませんので、写真を持ってきていただければ、送付するまでのお手伝いはさせていただくということです。また、その写真の無料交付につきましては、まだ町長とも執行部のほうでも打ち合わせをしておりますので、その点につきましてもまた今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はないですか。

6 番 前田 隆君。

6 番（前 田）

課長でいいんですけれども、さっきの同僚議員の質問と同じですけれども、この4.8%県下で最下位に近いですよ、447名。この中で役場職員の方で何%ぐらい、何人ぐらいこのマイナンバーカードを申請されているんですが、その辺の数字はわかりませんか。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（若 松）

お答えいたします。
町長を含めて4名です。
以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）  
日程第6 議案第5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第5号 東串良町人づくり基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第6号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

2月25日でしたか、臨時議会のときに、町長が陳謝されましたが、町長の言動というのは重いものがあると思うわけです。ですから、あそこで済んだと私は思っておりますので、反対いたします。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ないようですので、ほかに討論はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ただいまの同僚議員の討論にありましたように、臨時議会において、もう町長はあられだけ陳謝をして、しかも全議員の賛成でその後の条例改正が可決されたということを見ても、あの臨時議会の謝罪によって、そしてその後の全議員の18歳までの医療費を拡大するということで済んでおるといふうに思うんですね。しかし、にもかかわらず、こうして提案をされたというのは、町長のこれは内心にかかわる問題かもしれませんが、内心の問題については、我々も干渉できないわけですが、しかし手続としても、またやり方としても、既に済んでいるというふうに、けりがついているというふうに私も考えますので、この議案については、反対をいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◆ 日程第8 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第19号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１９号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第９ 議案第８号 平成２８年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議 長（田之畑）

日程第９ 議案第８号 平成２８年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番 泊 重巳君。

５ 番（ 泊 ）

１２ページの保険給付費の療養諸費の節の負担金補助及び交付金でございますが、

## 会 議 の 経 過

今回、2,706万円の減額がしてあるわけでございます。この医療費が見込み額よりも減になった対策とか、要因は何があるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えいたします。

要因は、はっきりはわからないんですけれども、健康管理がよくできた方々が多かったということではなかろうかというふうに思っているところでございます。町としては、医療費の高度化などもありまして、大体前年度比1.25%ぐらいの上昇で見込んでおりましたが、今回は前年度よりも3,000万円ほどの医療費が減額で終わったというような見込みになろうかというふうに思っているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから議案第8号 平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第10 議案第9号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第9号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第9号 平成28年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第11 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第10号 平成28年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。



## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１０号 平成２８年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第１２ 議案第１１号 平成２８年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議 長（田之畑）

日程第１２ 議案第１１号 平成２８年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第 11 号 平成 28 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 13 議案第 12 号 平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議 長 (田之畑)

日程第 13 議案第 12 号 平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 10 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。  
7 番 上園ミキさん。

7 番 (上 園)

繰越明許費 650 万円が計上されておりますが、なぜ繰り越すことになったのか、その説明をお願いいたします。

議 長 (田之畑)

建設課長。

建設課長 (甫 村)

お答えをいたします。

一応具体的な理由といたしましては、当初国道４４８号線の本管布設がえがございまして、その舗装復旧を県の管理でございまして、協議をしておりました。当初２層の舗装でということでしたが、その後、協議を進めまして、切削舗装でよろしいということになりまして、せっかく補助金をいただいておりますので、その分を繰り越して実施したいという内容でございまして。

以上でございまして。

議 長（田之畑）

７番 上園ミキさん。

７ 番（上 園）

私は、この舗装のことについてはよくわかりませんが、その切削舗装というのはどういう状況のものでしょうか。その１層とか、２層とかいうような説明もこの中であったわけなんですけど、そこら辺を含めて説明のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（甫 村）

まず１層、２層の舗装のことですが、通常、例えば町道でいいますと、５センチのアスファルト舗装で、それを１層仕上げと言うんですが、県道とか、国道とか、あるいは高速道路になりますと、舗装構成が若干変わってまいります。それは大型交通量が多いとか、そういう部分にかかってくるわけなんですけど、今回の国道４４８号線につきましては、一応県管理道路ということがございまして、１層目を基層と言うんですけれども、その上に表層が来て、通常この２層仕上げということになっているんですが、そういうことで、切削というのは、皆さん国道とか通られるときに、ちょっと発言が悪いんですけれども、かかじって、表層をかい、その上にまた舗装を塗るのが切削舗装になるんですが、一応そういうことでございまして、その分の工事費が若干減ったということございまして、それで町といたしましては、せっかく補助金をいただいておりますので、その分を返還せずに繰り越して使いたいということございまして。

以上でございまして。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

９番 宮地利雄君。

９ 番（宮 地）

確認のために質問しておきたいと思いますが、そのように工法が変わって、本町へ

## 会 議 の 経 過

の補助金が言うなら余ったと。それをこういう形で繰り越して、次年度の本町の何らかの事業に使うというやり方というのは、別に問題ないんでしょうかね。なければいいんですけども、その点の確認だけを。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（甫 村）

お答えをいたします。

一応このことにつきましては、県と、それから厚生労働省のほうに確認をしていた  
だいております。そういうことで手続のほうも終えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第  
1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第14 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算

議 長（田之畑）

日程第14 議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

ふるさと納税の件ですけれども、2億7,300万円の計画がされております。返礼品につきましても、33ページですけれども、1億1,466万円、これが割合からしますと42%、送料が2,460万円、これを合わせますと、町内では51%の割合でございます。全国からしますと、全国は40.9%、非常に割合が高いわけですけれども、業務委託料まで含めると63.8%の割合でございます。返礼品の町内と、それから町外の商工業の割合をお聞きしたい。

それから総務省は、きょうの新聞でしたけれども、返礼品の上限も寄附額の3割を上限とする方針でございます。本町は42%ですけれども、この比率を引き下げる考えはないか。

それとにぎやかタウンですけれども、にぎやかタウン雪山に6,188万円の予算計上がございます。住民の思いを考えれば、もうすぐにでも賛成をして、そうしてくださいという願いもしたい気もあるんですけれども、しかし担保責任が町長の考えですけれども、昨年の平成28年の3月に、その原因が確定したという話でございます。そうすると、ことしの3月まで、この1年間に担保請求をする権限があったわけですけれども、残念ながらされておりません。同僚議員の12月の一般質問の中にも、前地主に請求をする気はないのかという質問に対しても、そういう考えはないということでございました。これらを踏まえまして、なぜ請求しなかったのか、その3点をお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

これについて、企画課長を通じて説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

まず、ふるさと納税の件からお答えさせていただきます。

経費のほうも高いということでございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、返礼品、それから送料につきましては、以前は本町におきましては、５７％ほどでございました。しかし、昨年の１０月ぐらいからその見直しを行いまして、大体５０％に抑えるような方策をとっております。また、返礼品のほうが金額を落としますと、また寄附額のほうにも影響してくるということも考えられますので、そこは慎重な対応を行ったところでございます。国のほうも返礼品につきましては、３０％という、まだ正式な文書はいただいておりますので、今後そのあたりにつきましては、新年度で検討していきたいというふうに考えております。

それからふるさと納税の事業者の町内外の割合ということでございますけれども、予算で計上しております返礼品の１億１，４６６万円のうち、町内の事業者の返礼品を約８，０００万円程度見込んでおります。そして残りの３，４００万円ほどが町外の事業者ということでございます。内訳につきましては、そのような内容で一応見込んであるところでございます。

それから、先ほどかし担保責任の御質問がございました。議員がおっしゃるようにかし担保責任につきましては、借り主が事実を知った日から１年以内にしなければならないという民法上の規定もございますけれども、一方で、消滅時効の条文もございます。それにつきましては、権利を行使することができる時から進行するという事になっておりまして、平成１７年の９月だったでしょうか、そのときに購入しておりますので、そのときから既に時効は進行しております。そして、そうすれば平成２７年の９月３０日をもって、時効が消滅をしておりますので、先ほどの１年以内の請求を行っても意味がないということになります。この考え方につきましては、最高裁でもそのような考え方が示されておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

７番 上園ミキさん。

７ 番（上 園）

同僚議員と似たような質問であります。昨日、特別委員会を開会いたしまして、その中で町長が特定した日はいつかという質疑が出ました。その中で、町長は、原因を特定した日は３月２２日であるというような答弁をされたと思いますが、そのことで間違いはないのでしょうか。平成２８年のですね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

平成28年3月22日で間違いございません。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この予算書じゃなくして、課長からこういう資料をもらったわけなんです、ここで2点ほど質問をしたいと思います。

総務課と建設課の件なんです、総務課でエレベーターの制御基盤で千五百何十万円、修繕費で三百何万円という予算が組まれているわけなんです、エレベーターの制御盤で1,500万円以上というのは、もうちょっと審査というか、もうちょっと調査されたらどうかというのが1点。

それから建設課で、吉元の排水機場600万円のバッテリーを更新するんだということで、直接課長にも尋ねたわけなんです、多分発電機用のバッテリーかと思います。これであれば、質問したいと思うわけなんです、排水機場については、私も土地改良区時代、3カ所の排水機場を10年ちょっと管理してまいりました。吉元排水機場、それから川西排水機場、湊原3つの排水機場があるわけ、中でも吉元排水機場が一番上流側にあり、一番高いところなんです。それでポンプも小さいために、何ていうか、排水機場の効果というのは、そう私はないと思っております、体験上です。その中のバッテリー更新ということで、発電機用のバッテリーだったら、トラックのエンジンがついております。これは10万円ちょっとでバッテリーは10年ぐらもちますので、その辺の変更はできないものか。別のバッテリーだったら、質問は省かせたいと思いますが、以上2点ほど質問を申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

総務課長から。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

庁舎のエレベーターのいわゆる制御盤の工事費というところで、今回1,500万円程度予算計上をさせていただきました。これにつきましては、ちょっと高価じゃないかという話でございますが、エレベーターにつきましては、耐用年数が17年というところになっておりまして、現在、庁舎で20年経過いたしております。もう耐用

年数が過ぎている部分もございまして、早急に予算計上の必要があったわけですが、今回させていただいたところでございます。

次に、内容的な部分でございまして、エレベーターとなりますと、どうしても専門というか、特殊な機器でございまして、若干高くなる部分もあるのかなというふうに思っておりますが、内容的には、モーターの取りかえとか、あるいは制御盤の取りかえ、あるいは建築基準法の改正によって、扉の二重ロック的な部分とか、あるいは地震感知器のP波の一体型への追加とか、あるいは絶縁のノイズ関係の対策とか、あるいは、棟内の関係でございまして、メーンロープ、いわゆるロープでつる部分ですが、その取りかえとか、あるいは、トラベリングケーブルの取りかえとか、配線関係、あるいはかごにつけております照明のLED化とか、そういう部分の改修がございまして、どうしてもこういう形の金額になるのかなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）
建設課長。

建設課長（甫 村）

議員の質問にお答えいたします。

まず、発電機のバッテリーかという御質問でございましたが、発電機のバッテリーではございません。今回予算計上させていただきましたのは、吉元排水機場、経過年数26年の排水機場でございまして、これのアルカリ蓄電池というものを交換するのが主な内容でございまして、このことにつきましては、平成23年度におきまして、県と、それから土改連、町のほうで、土地改良施設の機能診断というものを実施しております。この結果に基づくものでございます。

それで主な今回の内容といたしましては、焼結式アルカリ蓄電池、これを86個交換いたします。それから今ついております廃バッテリーの処分でございます。この廃バッテリーというのがどこでも処分ができないということで、九州では処分場が大分にあります。そこに処分するものでございます。それと関連電気設備工事、それとあわせて、シャッターも相当老朽化しておりますので、シャッターの工事ということでございます。

それからアルカリ蓄電池の耐用年数につきましては、10年ということで、ちょっと確認したところでございます。

以上が、今回の予算計上の内容でございまして、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

私は、この議案に対して反対の討論をいたします。

私たち議員は、町民の全体の奉仕者として、また町民の代弁者として、町民の立場に立って、町の行政に厳しい目を向けなければならないものであります。このことから、本予算に計上されたふるさと納税に関する返礼品の予算の割合や町内の商工業者への町民への経済効果の問題、あるいは防災施設の設置の設置場所の問題、さらにはにぎやかタウン雪山の土地陥没に係る予算など、住民の声や我々議員の意見、また議会の意見を無視した予算は認めることはできません。

よって、私は、この議案に反対いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

特に、雪山の問題に関して、昨日も特別委員会を開きましたが26回目でございます。当局及び、あるいは業者の方の意見を聞き、6年ぐらいいろいでしょうか、さまざまな人々の調査の結果も踏まえて、当局とも議論も何回となくやってまいりました。今回初めて、具体的な解決に向けた予算化が六千数百万円ですが、始まったということで、住民の方も大変期待を、いよいよ解決に向けてスタートが切られたということからの期待もあると思います。今後も、必ずしも町当局が考えているような日程や予算の範囲で事がそのとおりに行くかどうかについては、今後議会としても監視していく必要があると思いますが、とりあえずこういう形でスタートを切ることができるわけでございますので、賛成の討論をいたしておきます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

私もただいまの議案に反対の立場で討論いたします。

現在、農地は50万円も買い手がない状況でございます。今にぎやかタウン雪山のひき家に計画されている農地は975万5,000円で購入し、1反当たり400万円は余りにも高いような気がいたします。第5次の定住促進住宅用地は、1反当たり350万円で購入し、住宅用地として大変条件のよいところでございます。これ以上の価格で購入されることを再検討されるようお願い、現予算に反対いたします。

議 長（田之畑）

まだありますか。

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

私は賛成の立場で討論いたします。

ほかの予算はなんですけれども、このにぎやかタウン雪山ですね、この方の住民のことを考えると、きのう、おとつか、住民の方とも話をしました。大変喜んでいます。もう本当に今までの町長は、予算化もしてくれませんでした。でも今度新しい町長になって、予算化されて、もう結果が出たと、こういううれしいことはないと思います。ですから、ぜひこの予算は通していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成29年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第15 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第15 議案第14号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１４号 平成２９年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第１６ 議案第１５号 平成２９年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第１６ 議案第１５号 平成２９年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１０日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第17 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第17 議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第16号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第18 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第18 議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第17号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

会 議 の 経 過

(賛 成 者 起 立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 1 0 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 8 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

議 長（田之畑）

日程第20 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から高齢者等の福祉対策、観光振興対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産物・加工品等の販売対策について、学校教育の現状と対策。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前11時06分